

福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会 委員一覧

資料 1

(令和 3 年10月12日開催)

【委員】

(敬称略・五十音順)

	氏 名	現 職 名	備考
会 長	有馬 学	福岡市博物館総館長・福岡市史編集委員長	
	石蔵 利憲	石蔵酒造株式会社 専務取締役 (登録文化財所有者)	
副 会 長	佐伯 弘次	九州大学名誉教授	
	辻田 淳一郎	九州大学大学院准教授 (人文科学研究院・歴史学部門)	
	徳永 美紗	Code for Fukuoka代表	
	西村 真規子	株式会社コングレ 九州支社長	欠席
	三笥 雄一	福岡商工会議所 地域振興部長	欠席
	箕浦 永子	九州大学大学院助教 (人間環境学研究院・都市・建築学部門)	
	山下 永子	九州産業大学教授 (地域共創学部・地域づくり学科)	欠席

【オブザーバー】

杉原 敏之 福岡県教育庁総務部文化財保護課 参事補佐兼企画・埋蔵文化財係長

【事務局】

吉田 宏幸 経済観光文化局 理事

田代 和則 経済観光文化局 文化財活用部長

松本 真人 経済観光文化局 文化財活用部 文化財活用課長

比佐 陽一郎 経済観光文化局 文化財活用部 文化財活用課 歴史資源活用係長

本山 美和子 経済観光文化局 文化財活用部 文化財活用課 歴史資源活用係

松尾 奈緒子 経済観光文化局 文化財活用部 文化財活用課 歴史資源活用係

【関係課】

菅波 正人 経済観光文化局 文化財活用部 埋蔵文化財課長

榎本 義嗣 経済観光文化局 文化財活用部 埋蔵文化財センター所長

杉山 未菜子 経済観光文化局 博物館 運営課長

(他、福岡市文化財保存活用地域計画ワーキンググループメンバー)

福岡市文化財保存活用地域計画（案）

令和3年10月

福岡市

例言

- 1 本書は、令和2・3年度に作成作業を実施した福岡市文化財保存活用地域計画です。
- 2 本書は、文化庁の定める『歴史文化基本構想策定技術指針』（平成24年2月）、『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の作成等に関する指針』（平成31年3月4日）に基づいて作成しました。
- 3 本書は、本市の文化財の保存・活用に関するマスタープランとして平成30（2018）年度3月に策定した『福岡市の文化財の保存・活用に関する基本計画（福岡市歴史文化基本構想）』の理念や方針を継承・発展させ、具体的なアクションプランとしてまとめたものです。
- 4 本書の作成にあたっては、「福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会」を組織し、検討を行いました。また、あわせて「福岡市文化財保護審議会」への意見聴取を行いました。
- 5 本書の作成の体制は次のとおりです。

【助言】

福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会
福岡市文化財保護審議会
福岡市文化財保存活用地域計画検討ワーキンググループ
福岡県教育庁文化財保護課
文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループ

【事務局】

福岡市経済観光文化局文化財活用部文化財活用課

- 6 本書は、「地域文化財総合活用推進事業（地域計画等）」国庫補助金を活用して作成しました。

目次

序章 作成にあたって

【背景と目的】2
【文化財保護の定義】5
【文化財に関わる計画との関係】6
【上位・関連計画】7
【計画の期間と見直し】9
【作成体制と作成の経緯】9

第1章 福岡市の歴史文化の特徴

1-1 福岡市の自然、社会、歴史12
1-2 市内に所在する文化財の概要33
1-3 福岡市の歴史文化の特徴41

第2章 文化財の保存・活用に関する基本方針

2-1 基本的な考え方48
2-2 本計画における基本方針49

第3章 文化財の保存・活用に関する実績と課題

3-1 歴史文化の継承に関する実績と課題52
3-2 都市の「活力 - まちに生きる人の誇り -」の向上に関する実績と課題56
3-3 都市の「魅力 - まちを訪れる人の感動 -」の向上に関する実績と課題58

第4章 基本方針実現のための施策

4-1 基本的な考え方62
4-2 歴史文化の「継承」に向けた施策65
4-4 都市の「活力」向上に向けた施策72
4-4 都市の「魅力」向上に向けた施策77

第5章 文化財の保存・活用の体制

5-1 基本的な考え方84
5-2 施策に取り組む主体とその役割85
5-3 本計画の推進体制と進捗管理87

序章

作成にあたって

本計画は、文化財保護法 183 条の 3 に位置付けられる「文化財保存活用地域計画」です。平成 31（2019）年に策定した『福岡市の文化財の保存・活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』（以下、文化財基本方針）に即して作成したものです。計画作成にあたって、本計画の策定の背景や目的等を紹介します。

【背景と目的】

●文化財保護法の改正

－行政主体の文化財の保存・活用から脱却し、「地域総がかり」の文化財の保存・活用への転換が求められています。

文化財を取り巻く環境は、社会構造や価値観の変容により、大きく変化しています。

地域の文化財（祭りや行事、歴史的な建造物や文化財を所有する寺社仏閣等）を支える社会的な基盤が弱体化しているにもかかわらず、少子高齢化による社会福祉費は増大し、文化財保護への財政的支出は縮小せざるを得ません。一方で、地域振興や観光振興を目的とした文化財活用の機運は高まっています。

国はこうした状況をふまえた上で、平成30年（2018）年に文化財保護法を改正し、地方公共団体が作成する「文化財保存活用大綱」や「文化財保存活用地域計画」を法定計画とし、平成31（2019）年3月4日付「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」において、「文化財保存活用地域計画」策定の趣旨として、「地域総がかり」による文化財の保存・活用の実現を挙げています。

このような文化財のとりまく環境の変化や国の施策の転換をふまえると、これからの新しい時代の文化財の保存・活用は、行政が主体となってすすめるのではなく、市民や地域コミュニティ、文化財にかかわる民間団体、大学等教育研究機関、企業等、本市で活動する多様な人々と手を取り合って、取り組んでいく必要があることがわかります。文化財の保存・活用の担い手を行政以外にも求めていくためには、保存・活用の対象となる「文化財」だけでなく、それにかかわる「人」に対する働きかけがますます重要となってきます。

●「持続可能な開発目標（SDGs）」の実践




－文化財を活用しながら継承していく好循環を創出し、持続可能な文化財の保存・活用が求められています。

本市は、人口減少・少子高齢化の時代にありながら、流入による人口が増加している稀有な都市です。ところが、一見良いことのように見える人口増加に伴い、地域住民の顔ぶれは激しく入れ替わり、都市化も進んでいます。このような変化は地域コミュニティの紐帯を弱め、地域に伝わる伝統行事の衰退や後継者がいない文化財の滅失につながりつつあります。さらに、近年、頻発する大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大が追い打ちをかけ、これまで市民が築き上げてきた歴史や文化の存続を難しくしています。


このような社会や環境の変化が文化財にもたらした危機を乗り越えて、限られた資源を活用しながら、都市としての発展や経済成長と文化財の継承を両立していくことは、現在世界各国がよりよい世界を目指して取り組んでいる国際目標「持続可能な開発目標

(SDGs)」の基本的な考え方に合致するものです。文化財の保存・活用を通じて SDGs に取り組むためには、文化財の活用で得られた資源を保存に循環させる仕組みを創出し、持続可能な文化財の保存・活用を実現する必要があります。


以下に、文化財の保存・活用に関連する SDGs の目標とターゲットを掲げます。

目標 4		すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
ターゲット 7		2030年までに、持続可能な開発と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民、および文化的多様性と文化が持続可能な開発にもたらす貢献の理解などの教育を通じて、すべての学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得するようにする。


文化財の保存活用に関する施策：**生涯学習への文化財の活用 など**

目標 8		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
ターゲット 9		2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。

文化財の保存活用に関する施策：**伝統工芸の振興、文化観光への文化財の活用 など**

目標 9		強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
ターゲット 1		すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

文化財の保存活用に関する施策：**史跡の整備、建造物の災害対策 など**

目標 11		包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
ターゲット 4		世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。

文化財の保存活用に関する施策：**文化財の保存と未来への継承 など**

持続可能な開発目標（SDGs）抜粋

●コロナ後の社会で果たすべき文化財の役割

ーコロナ禍がもたらした「分断」からの回復の動きに対し、地域振興や地域振興、生涯学習等の分野において、文化財の積極的な活用がのぞまれます。

令和 2（2020）年から社会に大きな変化をもたらした新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、継承に人と人との接触や人の集まりが必要な無形文化財（伝統芸能や伝統工芸）や無形民俗文化財の（風俗慣習や民俗芸能、民俗技術）に大きな影響を及ぼしました。これからも継続すると予測されている感染の波を乗り越えながら、これらの文化財の継承をどう支援していくのは大きな課題といえます。

一方で、社会全体として、コロナ禍は人々の生活だけでなく、外交や流通などさまざまな分野に「分断」をもたらしました。コロナ後の世界では、反グローバリズムの進行や連帯・連携の機運の高まり、ウェルビーイングの重視、経済面での国内回帰や集中型から分散型への移行、サステナビリティへの意識向上、デジタルシフトなど、多方面で社会的な変化が予測されています。このなかで、地域コミュニティにおける連帯・連携の強化やウェルビーイングを意識した生涯学習、地方分散化が予測される観光需要などにおいては、地域に密着した文化財を中心に、活用を行うことによって、コロナ禍で影響を受けた人々の心を癒し豊かにすることが可能です。

●まちづくりの理念を支える歴史文化と文化財

－アジアの交流拠点都市としての成長を後押ししてきた本市固有の歴史性は、これからのまちづくりの理念を支える大切なストーリーであり、これを共有、発信していく必要があります。

本市は、昭和62（1987）年に『福岡市基本構想』を定め、他都市に先駆けてアジアに開かれたまちづくりを進めてきました。平成24（2012）年12月には同構想を改訂し、長期的に目指す都市の在り方として、「海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市」「活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市」を掲げました。これに基づき、「政策推進プラン」（令和3年6月付第9次基本計画第3次実施計画）では、特に、都市活力を生み出す観光・MICEの振興や民間活力を活用しながらの都心部機能強化、新しい価値を生むスタートアップの支援や創造産業の振興、グローバルに活躍できる創業の環境づくり等の施策を示し、力を入れて取り組んでいます。

このようなまちづくりのベースには、行き交う人とモノを吸収することで新しい価値を生み出し、その活力を都市の成長の糧とするという考え方があります。これは、弥生時代開始期に板付遺跡等で水稻農耕をいち早く受容し、それにより蓄積された富が先進的で豊かな弥生文化の繁栄につながったことや、中世に博多遺跡群を中心に行われた国際貿易が経済的な利益だけでなく多様な人々を惹きつけ、その後の福岡・博多の経済的・文化的な発展の基礎となったことと共通します。つまり、本市の発展は、人や物の交流を通じて新しい文化や価値観を積極的に受容しこれに挑戦し、その活力を都市の成長に結びつけてきたことにあり、2000年を超えて現在にまで脈々と受け継がれてきました。

これから本市が未来への挑戦を続けるためには、現在の福岡のまちの土台である歴史を明らかにし市民とともに共有することは、向かうべき方向性を展望する際に重要な作業であるといえます。

(2) 目的

本市は、平成30(2018)年度3月、「地域総がかり」で将来にわたって文化財を継承し、都市のさらなる活力と魅力に繋げていくために必要な文化財の保存・活用の方向性を、マスタープラン『福岡市の文化財の保存・活用に関する基本方針(福岡市歴史文化基本構想)』(以下、「文化財基本方針」)として策定しました。

本計画は、「文化財基本方針」の理念や方針を継承・発展させた具体的なアクションプランです。マスタープランで定めた目指す方向を実現するため、市民や文化財所管部署以外の関係部局や企業等との連携・協力のもと、取り組むべき具体的な施策を定めることを目的とします。

【文化財保護の定義】

●文化財とは

文化財保護法では、「文化財」を「わが国や地域の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」としています。「文化財」は、一般的には有形文化財、無形文化財、民俗文化財、文化財の保存技術、記念物、埋蔵文化財、文化的景観、伝統的建造物群といった類型別に捉えられ、さらに指定や登録されたもののみを文化財を指すと受け取られがちですが、指定などの措置がとられているか否かに関わらず、本市の歴史や文化等の理解のために必要なすべての文化的所産を、広い意味で「文化財」と捉えることができます。

よって、本計画では、本市の歴史や文化等の理解のために必要なすべての文化的所産を「文化財」と定義し、指定や未指定、類型の別を問わず、総合的に幅広く捉えるため、文化財保護法で規定される「有形文化財」等の類型に加え、複数の文化財類型を貫通する、あるいは内包される属性である「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」を、本計画における文化財の категорияとして用います。また、すでに文化財として認識されているものだけでなく、時代や社会の変化とともに市民が将来に残し伝えていきたい文化財の範囲が広がっていくことを想定し、「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」の3カテゴリーを核として様々な文化的事象を下の図のように整理します。なお、法や条例にもとづき指定・登録等の措置がとられている文化財は、「指定等文化財」と呼称します。

本計画における文化財とは

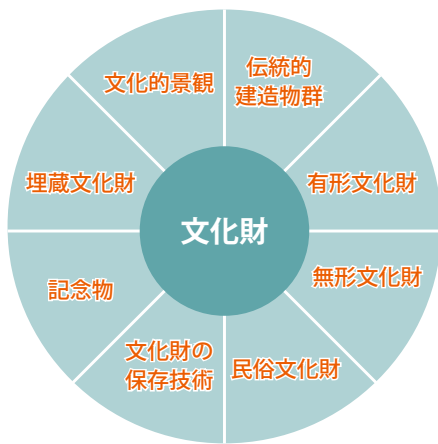
市民が過去から受け継ぎ、次世代に伝えたいと思う「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」

●文化財の保護とは

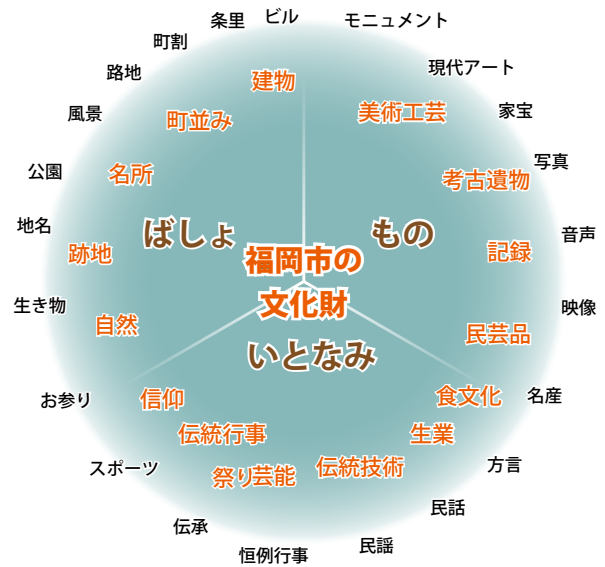
文化財の「保護」は、一般的には「保存」と捉えられることもありますが、文化財を保存するだけでなく、その存在を広く市民に知らせて価値を共有するために「活用」することにより、より一層文化財の保存・継承に繋げていくことが必要です。

したがって、本計画では文化財保護の定義を分かりやすく示すため、文化財保護法第1条に基づき、文化財の「保護」＝「保存・活用」とします。

【文化財保護法の捉え方】



【本計画の捉え方】



本計画における文化財の捉え方

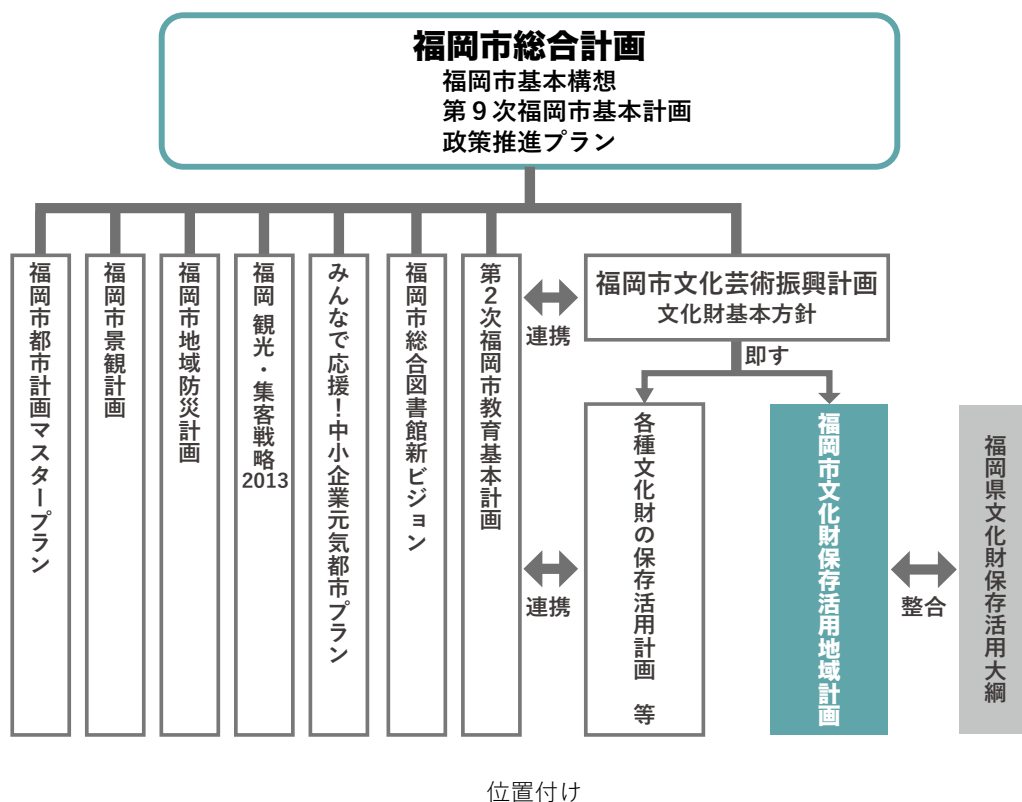
【文化財に関わる計画との関係】

本市は、「福岡市総合計画」として、長期的に目指す都市像を示した「基本構想」（平成24（2012）年12月改訂）、まちづくりの目標や施策の方向性を示す10年間の長期計画「基本計画」、具体的な事業を示した4年間の計画「実施計画（政策推進プラン）」を策定し、これに沿ったまちづくりを進めることにより、「アジアのリーダー都市」を目指しています。

歴史文化や文化財にかかわる部分では、基本構想において、「海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市」が目指すべき都市の在り方として掲げられ、福岡ならではの歴史や文化と融合した都市的魅力と多様な交流から創造される新たな価値により、世界中の人をひきつける都市を目指すことがうたわれています。この都市像を実現するため、第9次基本計画では分野別目標の1つとして「磨かれた魅力に、さまざまな人がひきつけられている」が設定されています。

本計画は、このような「福岡市総合計画」の下位に位置付けられ、文化財の保存・活用について計画期間で実施する具体的な取り組みを定めたアクションプランです。平成30（2018）年度に策定した、「福岡市の文化財の保存・活用に関する基本計画（福岡市歴史文化基本構想）」（「福岡市文化芸術振興計画」の分野別方針）をマスタープランとしています。

また、本計画は、文化財保護法183条の3に位置づけられる「文化財保存活用地域計画」です。法に基づき、福岡県における文化財の保存・活用に関する大綱「福岡県文化財保存活用大綱」との整合を図っています。



【上位・関連計画】

第9次福岡市基本計画（平成25～令和4年度） 第3次政策推進プラン（令和3～6年度）

基本計画では、「緑と歴史・文化のにぎわい拠点づくり」の中に大濠公園・舞鶴公園の一体的な活用を図り、市民の憩いと集客の拠点づくりを進め、「鴻臚館跡」と「福岡城跡」を活用した整備を進めることを明記しています。

また、基本計画を推進するにあたって、具体的な事業を示した4年間の中期計画として政策推進プランを策定しています。現在は令和3（2021）年度～令和6（2024）年度までを計画期間とする第3次政策推進プランに基づいた施策・事業が進められています。

福岡市文化芸術振興計画（令和元～10年度）と文化財基本方針（平成30年度～）

文化財を含む文化芸術振興の基本的な方向性を示す計画で、本計画との関連性の強い計画です。政策目標として「心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり」と「文化芸術が都市の魅力・価値となる

まちづくり」を掲げています。

政策目標の実現に向けた主な取組として、地域の文化財等の価値を共有、発信するエリアマップづくり等の実施や、歴史文化を楽しめるガイドツアーなど体験事業の実施や、史跡等のユニークベニュー活用等を明記しています。

福岡市文化芸術振興計画と整合を図りつつ、平成 30（2018）年度 3 月に策定した文化財基本方針には、文化財の視点から、本市の歴史文化の特徴、目指す方向等を明記しています。

第 2 次福岡市教育基本計画 令和元（2019）年 6 月策定

めざす子ども像として「やさしさとたくましさをもち ともに学び未来を創り出す子ども」を掲げており、その具体的な説明として、郷土福岡や日本の自然、歴史、伝統文化に対する理解を深める必要性が示されています。

望まれる家庭・地域・企業等の役割として、地域行事への参加や地域の特性を生かして共生する取組などが推奨されています。

福岡市総合図書館新ビジョン 平成 26（2014）年 6 月策定

基本理念として「市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館」を掲げています。

基本理念を実現するための取組として「歴史的公文書・行政資料の有効活用」、「古文書資料・郷土資料の後世への伝承」などが明記しています。

みんなで応援！中小企業元気都市プラン（平成 29～令和 2 年度）

地域経済や市民生活を支える伝統産業の持続的発展に資する施策として「伝統産業・技能の振興」を設定し、後継者の発掘・育成や認知度の向上を図ることを明記しています。

福岡 観光・集客戦略 2013（平成 25～令和 4 年度）

『世界 No.1 のおもてなし都市・福岡』の実現を目指して「誘客」、「MICE 振興」、「魅力づくり」、「観光の産業化」の 4 つの力点を設定しています。

「魅力づくり」の戦略として「2000 年に及ぶ歴史資源の観光活用戦略」を掲げ、福岡にしかない歴史資源を磨き上げ、それらを巡る観光を提案することを明記しています。

福岡市地域防災計画（令和 2 年～）

災害発生時に文化財を保護するための対策として、文化財の所有者又は管理者に対し、初期消火活動等の実施、消防機関等への通報を行うとともに、経済観光文化局へ報告を行うことを定めています。

福岡市景観計画（平成 24 年度～）

景観形成の 4 つの基本方針の 1 つとして「歴史と文化を活かし、刻の厚みを感じられる景観づくり」を掲げています。また、地域特性等から市内全域を 6 つのゾーンに分類し、ゾーンごとに景観形成基準を定めており、うち歴史・伝統ゾーンには 5 つの地区が位置づけられています。

福岡市都市計画マスタープラン（平成 26～令和 4 年度）

基本理念として「交流を育み、都市の成長を図る都市づくり」、「地域の特性を活かし、生活の質を高める都市づくり」、「自然環境と共生し、安全・安心な暮らしができる都市づくり」を掲げています。

景観づくりの基本的な方針において、神社や寺院などを核とし、伝統や歴史を活かした景観形成を図る歴史・伝統地区を位置付けています。

【計画の期間と見直し】

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度～令和9（2027）年度までの5か年とします。ただし、措置の期間は準備期間も含め令和4（2022）年度から記載しています。

措置は適切に進捗管理し、必要に応じて見直しを行うとともに、自己評価を行い、その結果を次期計画へ反映させます。

計画期間中においても、計画に大きな変更を行う場合は、文化庁へ再認定を申請します。また、軽微な変更の場合は、県を通じて文化庁への報告を行います。

【作成体制と作成の経緯】

学識経験者等で構成される「福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会」を設置し、検討を行いました。あわせて「福岡市文化財保護審議会」への意見聴取を行いました。

福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会 名簿（敬称略、五十音順）

	氏名	専門	役職名
◎	有馬 学	歴史学	福岡市博物館 総館長 九州大学 名誉教授
	石蔵 利憲	文化財所有者	石蔵酒造株式会社 専務取締役
○	佐伯 弘次	歴史学	九州大学 名誉教授
	辻田 淳一郎	歴史学	九州大学大学院人文科学研究院 歴史学部門 准教授
	徳永 美紗	情報発信 IT	Code for Fukuoka 代表
	西村 真規子	MICE	株式会社コングレ 九州支社長
	三笥 雄一	地域振興	福岡商工会議所 地域振興部長
	箕浦 永子	都市史 建築史	九州大学大学院人間環境学研究院 都市・建築学部門 助教
	山下 永子	都市マーケティング	九州産業大学 地域共創学部 地域づくり学科 教授

（◎は委員長、○は副委員長）

【オブザーバー】 福岡県教育庁文化財保護課

【関係課】 経済観光文化局

博物館事業管理部：学芸課、市史編さん室

美術館運営部：学芸課

総務・中小企業部：地域産業支援課

創業・立地推進部：新産業支援課

国際経済・コンテンツ部：まつり振興課

観光コンベンション部：地域観光推進課

文化振興部：文化振興課

住宅都市局

地域まちづくり推進部：都市景観室

福岡市文化財保護審議会委員 名簿（敬称略、五十音順）

氏名	専門	役職名
井手 誠之輔	美術史	九州大学大学院 教授
岩崎 義則	近世史	九州大学大学院 准教授
岩永 省三	考古学	九州大学 名誉教授
上原 誠一郎	鉱物学	前九州大学大学院 助教
玉泉 幸一郎	植物学	前九州大学大学院 准教授
佐伯 弘次	中世史	九州大学 名誉教授
坂上 康俊	古代史	九州大学大学院 名誉教授
佐藤 佳代	美術史	前九州産業大学 准教授
須永 敬	民俗学	九州産業大学 教授
田坂 順子	国文学	前福岡大学 教授
福田 千鶴	近世史	九州大学 教授
藤岡 健太郎	近代史	九州大学 教授
松岡 高弘	建築史	有明工業高等専門学校 教授
宮岡 真央子	文化人類学	福岡大学 教授
宮本 一夫	考古学	九州大学大学院 教授

●作成の経緯

	開催年月日
令和2年度第1回福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会	令和2年12月23日
令和2年度第2回福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会	令和3年1月26日
令和2年度第3回福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会	令和3年3月26日
令和3年度第1回福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会	令和3年7月20日
福岡市文化財保護審議会	令和3年8月〇日
令和3年度第1回福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会	令和3年10月12日

第 1 章

福岡市の歴史文化の特徴

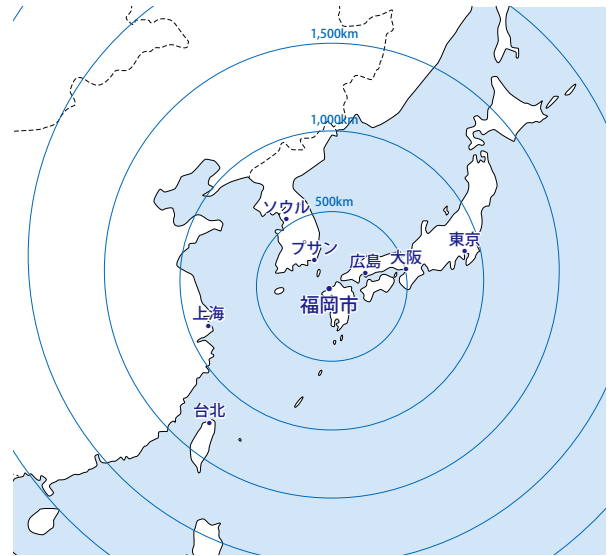
本市の自然、社会、歴史環境や市内に所在する文化財を把握し、これから市民や関係部局等との連携・協力により取り組んでいく文化財の保存・活用の根幹として、広く共有していく本市固有の歴史文化の特徴等を明らかにします。

1-1 福岡市の自然、社会、歴史

(1) 自然環境

1) 位置

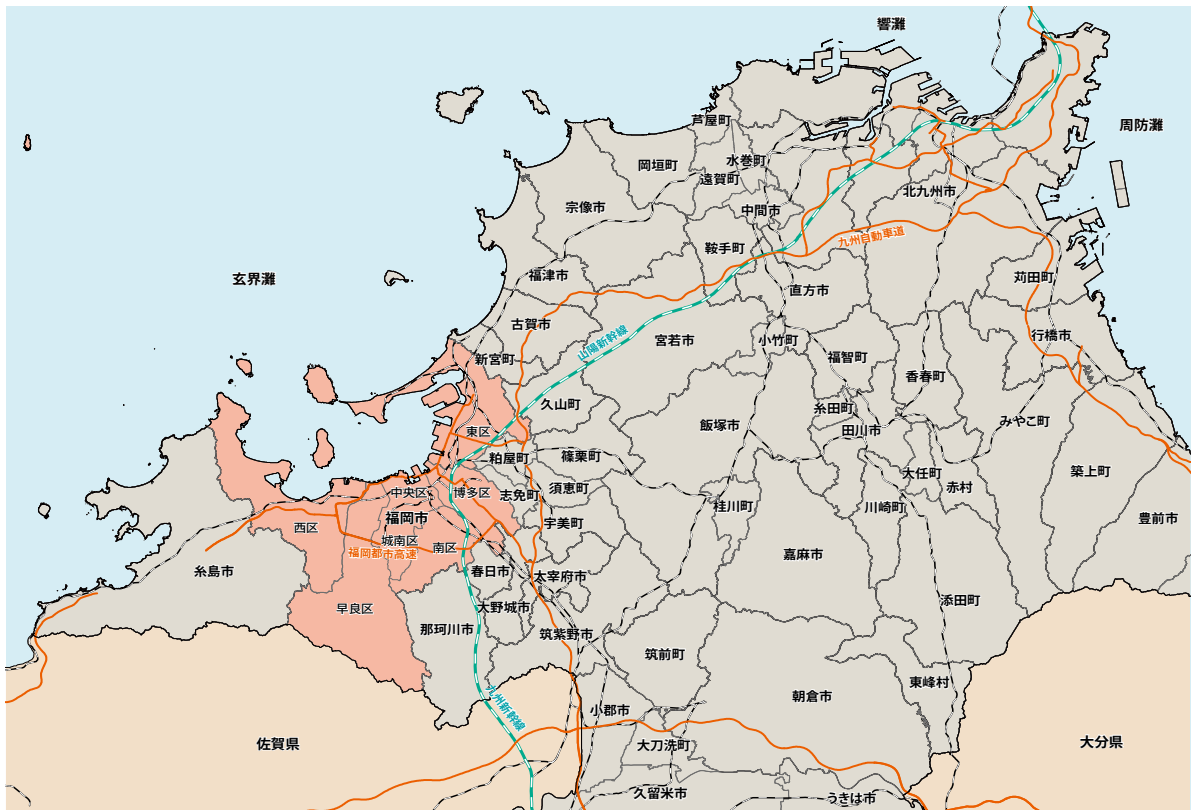
本市は、福岡県の北西部に位置し、玄界灘、東シナ海を挟んで、朝鮮半島やアジア大陸と近接しています。本市と大韓民国の釜山^{プサン}広域市は直線距離で約210kmに過ぎず、これは本市と広島市との距離（約215km）よりも近い距離です。この地理的な条件は、本市が大陸との交流拠点として独自の歴史・文化を形成するに至った大きな要因といえます。



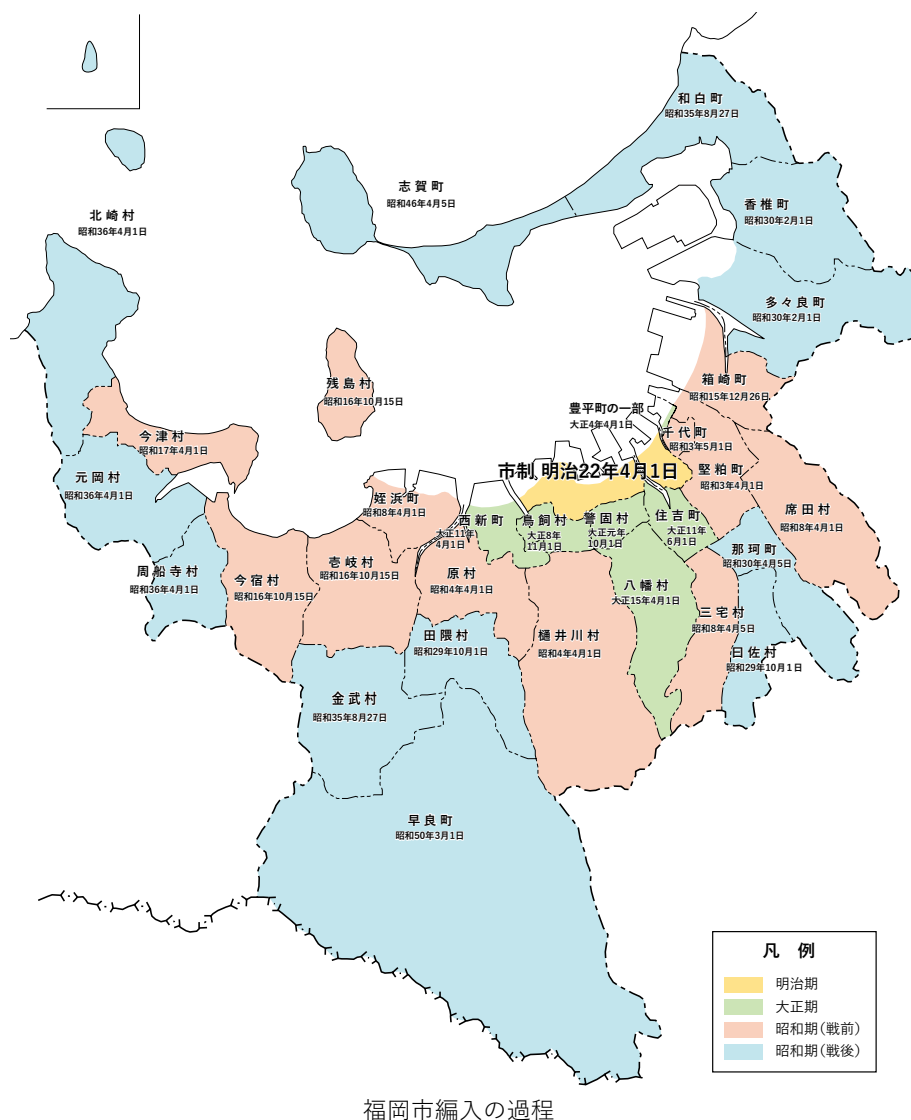
福岡市とアジアの位置関係

本市が市政を開始した明治22(1889)年当時の市域は、面積5.09km²でした。その後、周辺の町村との合併を繰り返し、昭和50(1975)年の早良町^{ささら}の編入をもっておおむね現在の市域となりました。さらに、海浜の埋め立てによっても市域は拡張し、現在の総面積は343.39km²となっています。

政令指定都市である本市は、7つの行政区^{ひがし はかた ちゅうおう みなみ じょうなん にし}（東、博多、中央、南、城南、早良、西）で構成され、北は玄界灘に面し、南は脊振山^{せふりさん}を境に佐賀県に接しています。



福岡市の位置



2) 地勢

本市は、北は玄界灘と博多湾に臨み、三方を丘陵や山地に囲まれる半月形の形状をしています。

●海・島しょ

北に玄界灘と博多湾が広がっており、博多湾は糸島半島や海の中道等に囲まれたおだやかな内湾となっています。その地形的条件から古くより海上交通の要所となってきました。また、博多湾は比較的水深が浅いため、海浜部は昭和50年代以降大規模に埋め立てられ、新たな港湾施設やシーサイドももち地区やアイランドシティなどの居住域が形成されています。

沖合には、能古島^{のこのしま}、玄界島、小呂島^{おろのしま}などの島しょがあり、漁業を中心とした生活文化が形成されています。また、砂州^{さす}である海の中道の先端には本土と陸続きとなった志賀島^{しかのしま}が位置しています。

●平野

平野部は、東から糟屋平野、福岡平野、早良平野、糸島平野と呼ばれ、様々な自然の作用により複雑な地形を形成しています。

沿岸部は、海面水位の変動や沿岸流、河川作用などにより、砂州と砂丘が形成されています。最大の砂州である海の中道や、博多湾南岸の砂丘上では、漁業、製塩など海に関連する生業のほか、交易品が集積する港が成立しました。

砂丘の背後に広がる低地部には、阿蘇火山の火砕物が堆積した台地や、河川による氾濫原や段丘などが形成されています。低地部では主に農業が営まれてきましたが、近代以降は都市化により宅地や商業地へと急速に変化しました。

●山・丘陵

東は立花山(367.1m)を頂部とする立花丘陵や四王寺丘陵、南から西には油山(597m)、脊振山(1,054.8m)、金山(967.2m)、高祖山(416.1m)などが連なる脊振山地が位置しています。林業や狩猟、山間部を利用した農業が営まれるとともに、大規模な山岳寺院も開かれました。

●河川

河川の多くが、脊振山地等と連なる山と丘陵から、北に広がる玄界灘や博多湾に注いでいます。比較的流域の広い河川として、糟屋平野を流れる多々良川、福岡平野の東側を流れる御笠川と西側を流れる那珂川、油山を源流とする樋井川、及び脊振山・金山・高祖山の山麓から水が集まる室見川が挙げられます。

これらの流域には条里遺構が残されるなど、人々の暮らしと川との歴史的な結びつきを示しています。一方で、河川の堆積により形成された低地部では、洪水氾濫により大規模な災害が発生することもありました。

3) 地質

本市の地質は、三郡：蓮華変成岩類、白亜紀：深成岩類（花崗岩等）のほか、古第三紀（中期始新世～前期漸新世）や第四紀（後期更新世～完新世）の堆積岩類、第四紀の砂丘堆積物などで構成されています。このような岩類の一部は、弥生時代における石斧等の材料として用いられるほか、姪浜や西新など古第三紀層の分布域では、昭和30年代をピークに炭鉱が営まれ、本市の産業発展のうえで重要な資源となりました。また、花崗岩が風化して形成される良質な粘土は、土器や陶器の材料としても利用されます。海岸部には、国指定天然記念物「長垂山の含紅雲母ペグマタイト岩脈」や「名島の櫓石」などがあり、後者については特異な地質を目視できます。



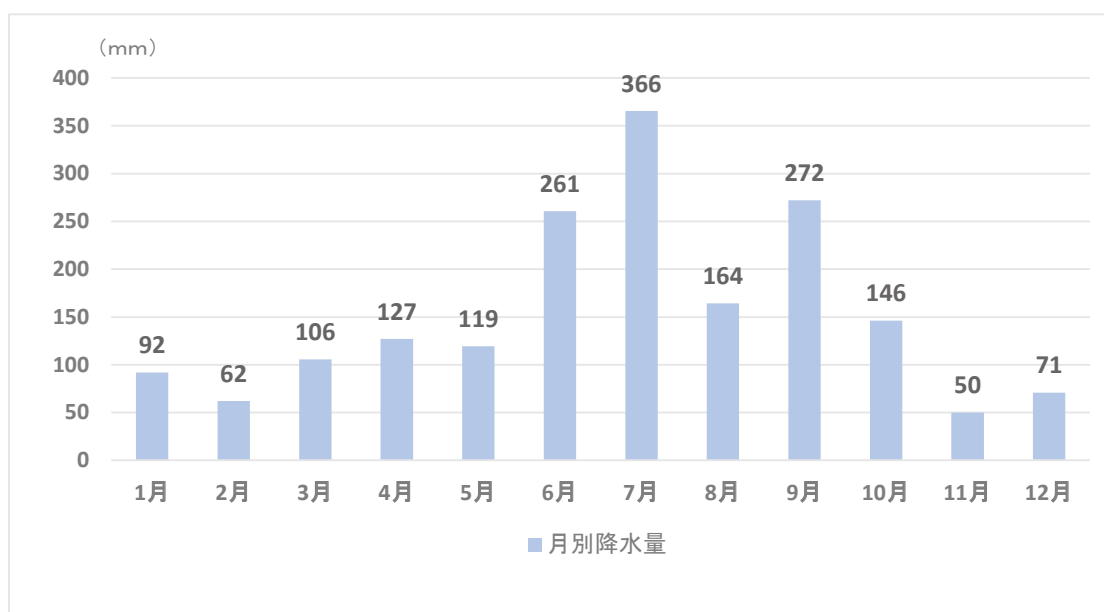
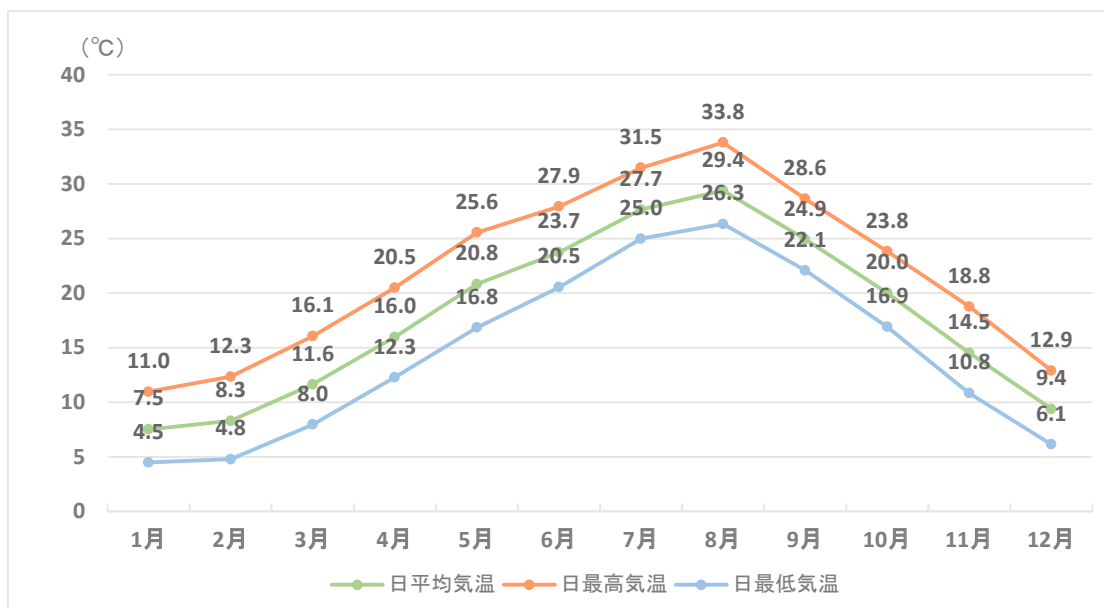
地質図 (出典:「HP シームレス地質図:産業技術総合研究所 地質調査総合センター」)

4) 気象

本市は、日本海側に面していますが、比較的温暖な太平洋型気候区に属しており、年間の平均気温は17.9℃となっています。

夏季は30℃以上の真夏日が続き、玄界灘を流れる暖流である対馬海流の影響により、冬季でも最低気温が氷点下を下回る日は多くありません。

年間降水量は1,800 mm程度で、初夏に到来する梅雨の影響で7月がピークとなっています。



月別の気温・降水量 平成28(2016)年～令和2(2020)年 (出典：気象庁HP)

5) 貴重・希少生物

本市には、森林・河川・農地・沿岸など、様々なタイプの自然があり、多種多様な生態系が存在します。植物としては櫛田神社の銀杏や福岡城の堀に自生する多年草の一種であるツクシオオガヤツリなどは、県の天然記念物に指定されています。しかし、近年の開発行為や、人間活動の変化や縮小、気候変動等により、生態系の存続に危機をもたらしています。以下に、「市内の貴重・希少生物等のリスト」の概要を示します。

① ほ乳類

カヤネズミ
イタチ
キツネ
スミスネズミ 等



写真：カヤネズミ

⑤ 鳥類

ブッポウソウ
ウチヤマセンニュウ
カラフトアオアシシギ
クロツラヘラサギ
チュウヒ
ヘラシギ
ヤイロチョウ 等



写真：ブッポウソウ

② は虫類

ニホンイシガメ
ジムグリ
シロマダラ
タカチホヘビ
ニホンスッポン
ヒバカリ 等



写真：ニホンイシガメ

⑥ 昆虫類

キバラハキリバチ
コガタノゲンゴロウ
ツヤハマベエンマムシ
ニッポンハナダカバチ
ハマベウスバカゲロウ 等

③ 両生類

カスミサンショウウオ
トノサマガエル
ニホンアカガエル
ヤマアカガエル 等



写真：カスミサンショウウオ

⑦ 貝類

クルマヒラマキ
イチョウシラトリ
イボウミニナ
イリエツボ
オカミガイ
カワアイ
キヌカツギハマシイノミ
テリザクラ
ナラビオカミミガイマ
シジミ 等



写真：クルマヒラマキ

④ 魚類

アリアケギバチ
カゼトゲタナゴ
スナヤツメ南方種
ニッポンバラタナゴ
ニホンウナギ
ハカタスジシマドジョウ
メダカ (ミナメダカ)
シロウオ 等



写真：メダカ (ミナメダカ)

⑧ 甲殻類その他

カブトガニ
アリアケヤワラガニ
シオマネキ
ハクセンシオマネキ 等



写真：カブトガニ

⑨ クモ形類等

イソタナグモ
キノボリトタテグモ
ゴホントゲザトウムシ
ドウシグモ

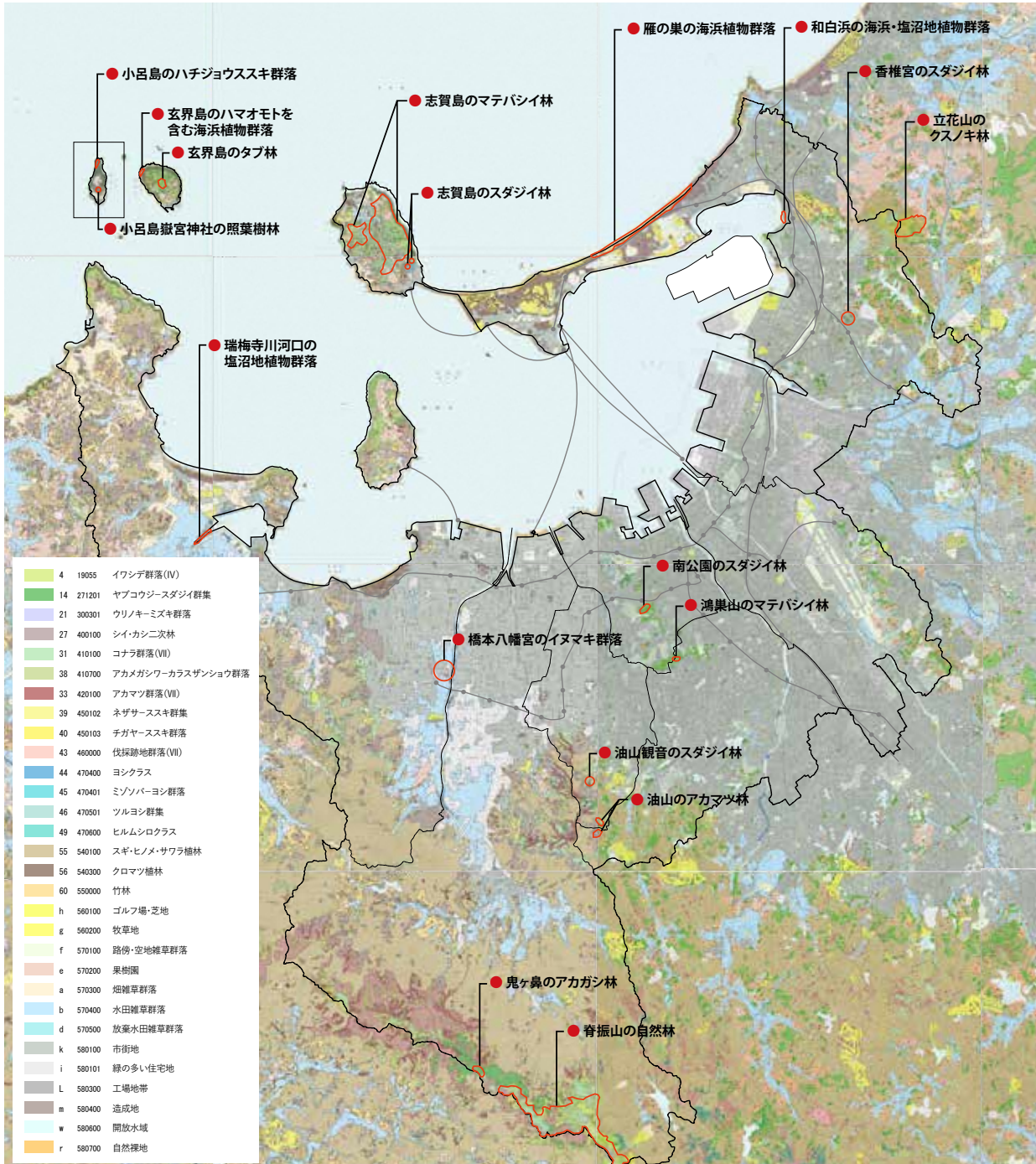
⑩ 植物

イヌセンブリ
ウスギワニグチソウ
オニコナスビ
ツクシオオガヤツリ
ナギリ
ナンゴクデンジソウ
マヤラン
ミズオオバコ 等



写真：ツクシオオガヤツリ

⑪ 植物群落



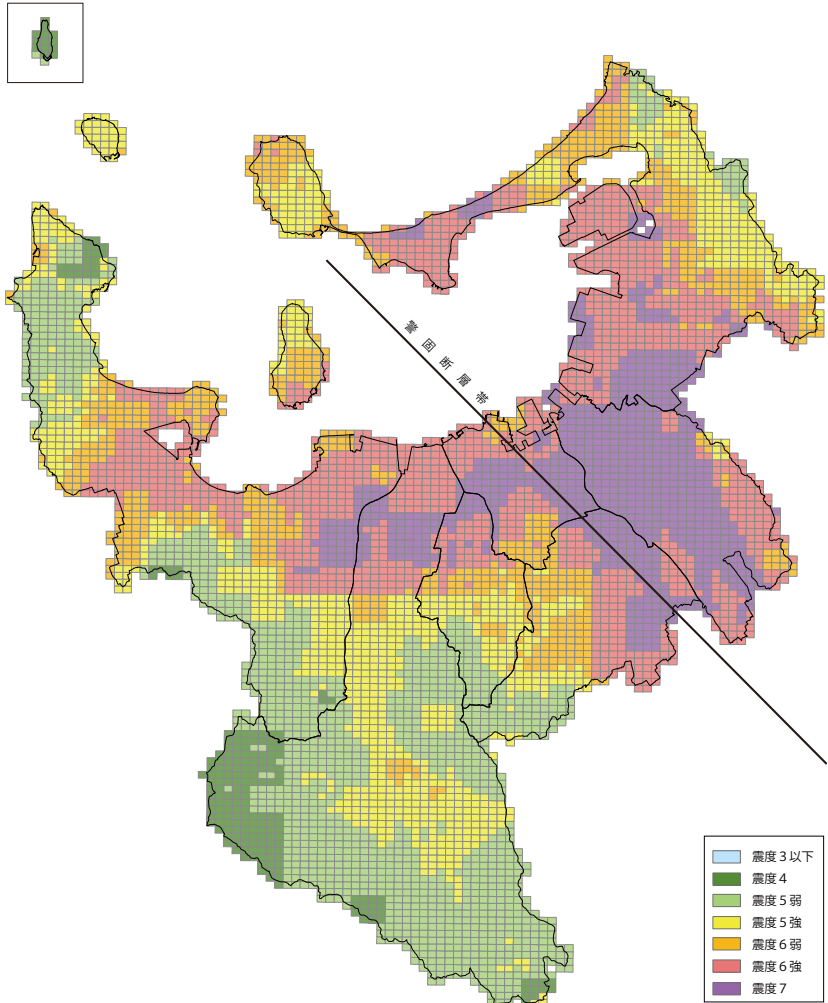
出典：「福岡市環境配慮指針 改定版（平成 28 年 9 月）」
環境省「生物多様性情報システム＞自然環境保全基礎調査＞1/2.5 万現存植生図」より
特定植物群落及び福岡市指定文化財の群落のみ図示

6) 自然災害

本市には、玄界灘から福岡平野にかけて活断層帯である警固断層帯が走っています。地震調査研究推進本部が公表している長期評価では、30年以内の地震発生確率は0.6～3.0%とされ、地震が発生した際には、市内の大部分で震度6強以上の揺れが予想されています。

また、近年では福岡県下において台風や梅雨前線による広範囲な被害だけでなく、特定地域への集中的な降雨により、限定的な範囲ながらも、被害の規模が大きくなる傾向が見

られます。本市においても、平成11(1999)年に発生した福岡水害や、平成17(2005)年に発生した福岡県西方沖地震では、人的被害のほか文化財にも被害が出ました。



想定地震地図（警固断層帯南東部）（出典：J-SHIS Map）

福岡県における近年の災害

年月日		災害名	災害の種類
平成11(2001)年	6月29日	福岡水害	風水害・土砂災害
平成16(2006)年	9月4日～8日	台風18号	風水害・土砂災害
平成17(2005)年	3月20日	福岡県西方沖地震	地震
平成18(2006)年	9月15日～20日	台風13号	風水害・土砂災害
平成22(2010)年	7月10日～14日	梅雨前線	風水害・土砂災害
平成24(2012)年	7月11日～14日	平成24年7月九州北部豪雨	風水害・土砂災害
平成27(2015)年	8月25日	台風15号	強風
平成28(2016)年	4月14日～16日	平成28年熊本地震	地震
平成29(2017)年	7月5日～6日	平成29年7月九州北部豪雨	風水害・土砂災害
平成30(2018)年	6月28日～7月8日	平成30年7月西日本豪雨	風水害・土砂災害
令和2(2020)年	7月3日～31日	令和2年7月九州北部豪雨	風水害・土砂災害

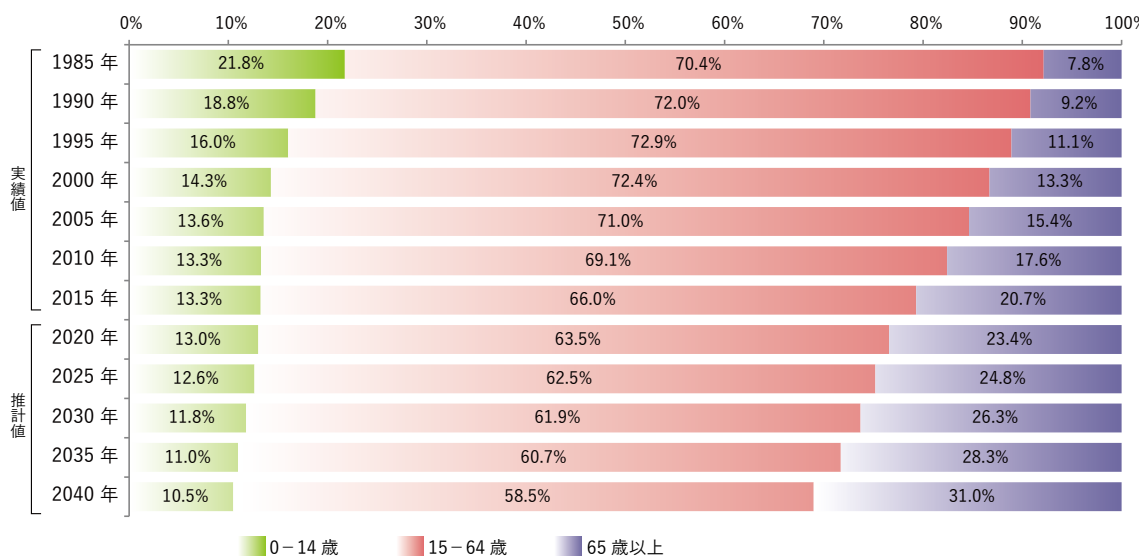
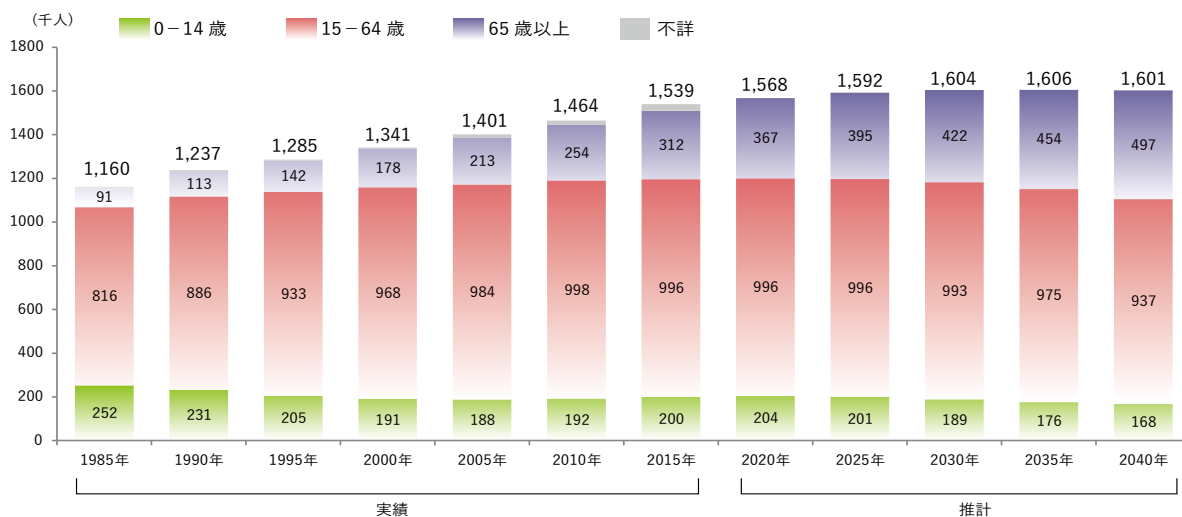
(2) 社会環境

1) 人口

本市の人口は、平成 27 (2015) 年の国勢調査で約 153 万 9 千人であり、前回調査時点の平成 22 (2010) 年と比較して、5.1%増加し、政令指定都市第 5 位の人口となっています。

特に、15～64 歳の割合は 64.8%と全国平均の 60.7%を上回っています。さらに本市では、10 代・20 代の割合が 22.1%と政令指定都市のなかで最も若者の割合が高くなっています。これは、市内に大学及び短期大学が 20 校立地しており、他都市と比べても学生数が多いためです。20 校という数は中国地方、四国地方、九州地方の各県の大学数と比較しても最も多く、本市は「学生の街」といえます。

将来推計人口においても、日本全体の人口が減少する中で、本市の人口は 2035 年頃まで約 20 年の間、増加が見込まれ、2030 年には 160 万人を超える見込みです。一方、年少人口 (0～14 歳) は平成 17 (2005) 年頃から増加しているものの、2020 年頃をピークに減少に向かう見込みです。さらに、老年人口 (65 歳以上) は総人口の 20.7%と全

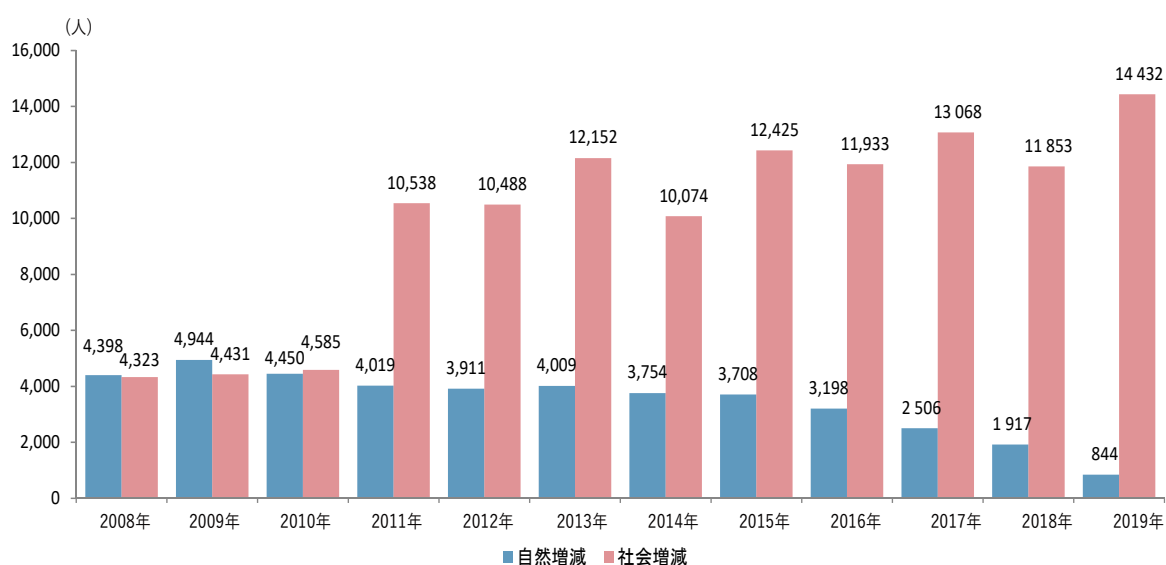


福岡市の推計人口と年齢構造の変化 (出典:「福岡市の将来推計人口」(2012年3月推計)を加工して作成)

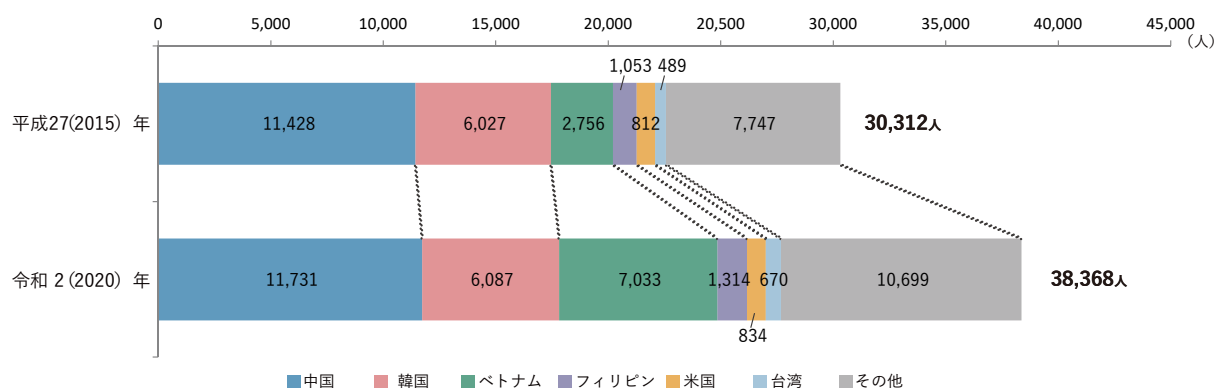
国平均の26.6%を下回るものの、前回より3.1ポイント上昇しており、高齢化が進んでいます。今後も一貫して老年人口が増加し、2040年には全体の31%に達すると予想されています。

本市における人口増加の要因は、主に社会増によるところが大きく、平成23(2011)年以降は毎年1万人以上の転入超過となっています。自然増減は出生数が死亡数を上回っていますが、近年では自然増が減少傾向にあります。

また、転入人口のなかには外国人も増加傾向にあり、平成27(2015)年から令和2(2020)年までの5年間で8,056人増加しています。



人口動態（自然増減・社会増減）（出典：住民基本台帳）

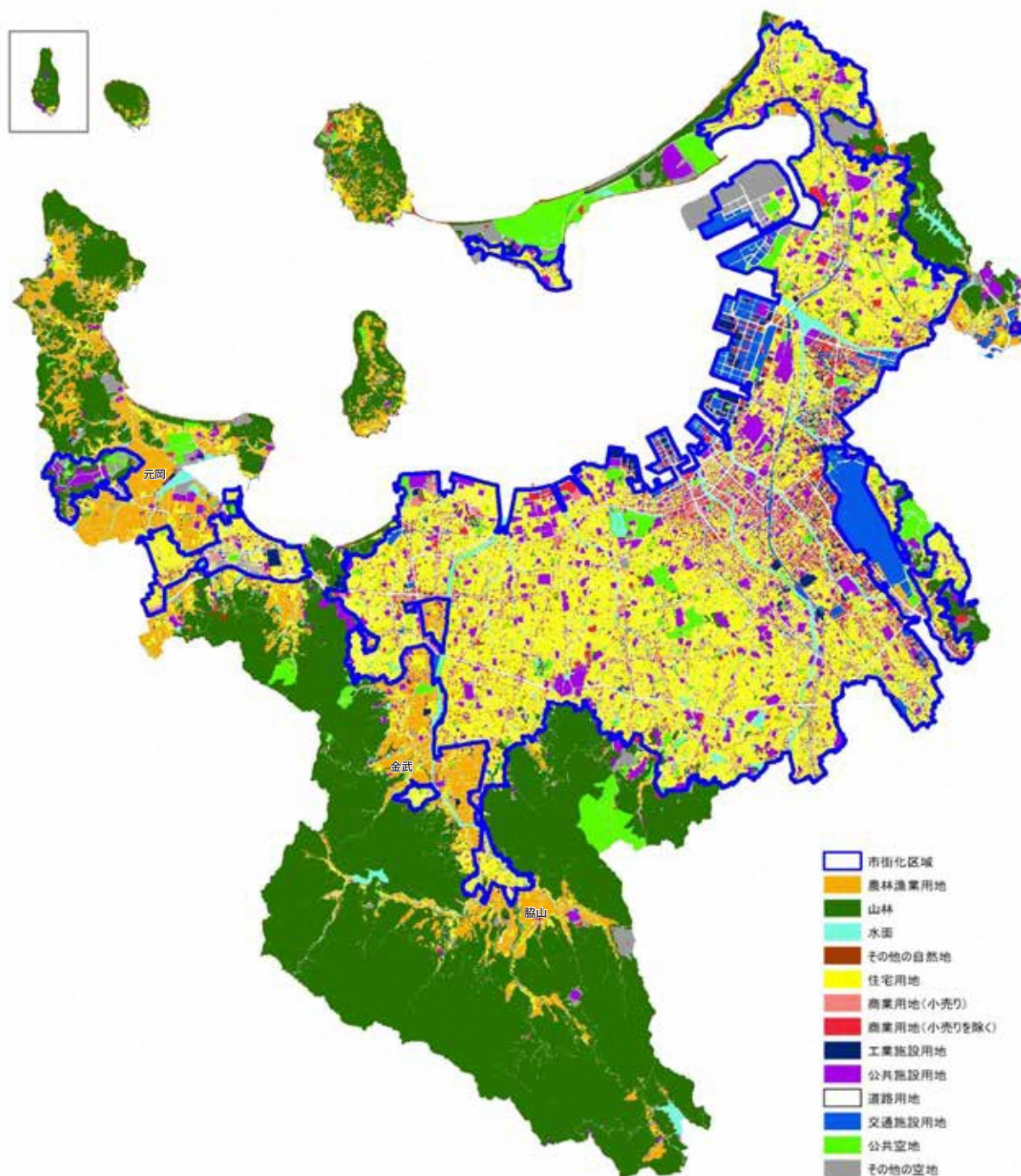


在留外国人人口（出典：法務省在留外国人統計）

2) 土地利用

本市の土地利用は、都心部を中心に商業用地が集積しており、郊外に向かって住宅用地が広がっていますが、南側や西側には山林が立地するため、市街地がおおむね 10 km 圏にコンパクトにまとまっています。

市街化調整区域の大部分は、山林や農林漁業用地となっており、西区の元岡^{もとおか}、金武^{かなたけ}、早良区^{わきやま}の脇山^{わきやま}周辺には農地が集積し、自然景観を保持しています。

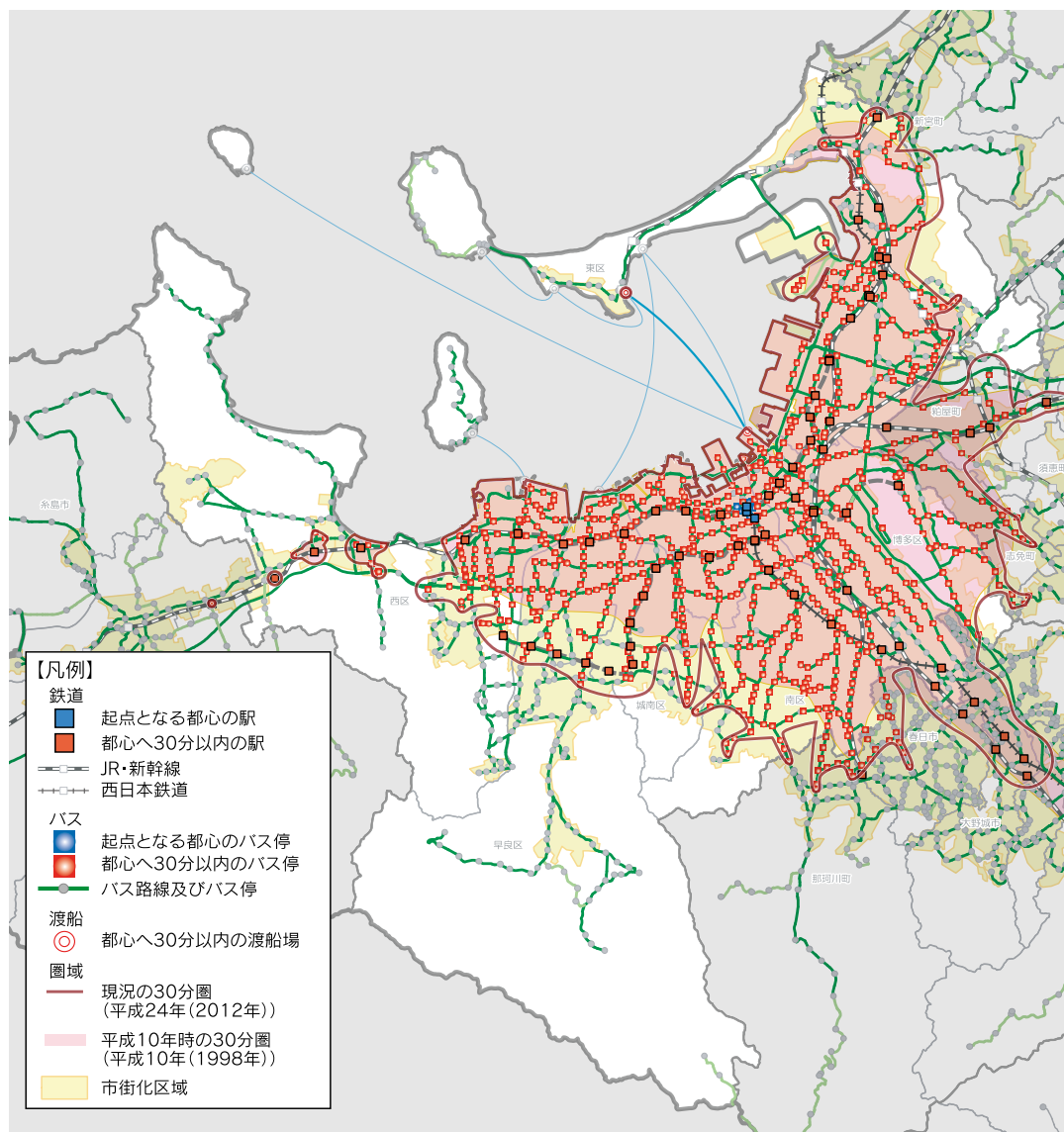


土地利用現況図 (出典：平成 24 年度都市計画基礎調査)

3) 交通・流通

市内の主な公共交通機関は、鉄道・地下鉄と路線バス、島しょ部を結ぶ渡船等です。本市では、天神・博多の都心部を中心として、鉄道に沿ってY字型の形で都市が発展してきましたが、地下鉄七隈線ななくまの開業や福岡外環状道路、都市高速道路の整備等により、放射環状型の交通軸が形成されています。バス路線も充実していることから、市街化区域のほぼ全域が公共交通を利用して30分以内で都心へ移動することが可能であり、交通利便性は高いと言えます。また、新幹線を含む多くの鉄道路線が乗り入れている博多駅、九州島内を中心に全国と高速バス路線で結ぶ西鉄天神バスターミナルと博多バスターミナル、国内線26路線・国際線19路線（平成29年4月現在）を有する福岡空港は九州の長距離交通の結節点となっています。福岡空港から都心までの所要時間は15分以内と短く、空港から都心部へのアクセスが良いことも特徴の一つです。

国際拠点港湾に位置付けられている博多港からは、国内外の主要港への航路ネットワークが築かれており、近年では、コンテナ取扱個数や国際乗降客数が増加しています。



公共交通機関による30分圏域（出典：福岡市総合交通戦略）

4) 産業

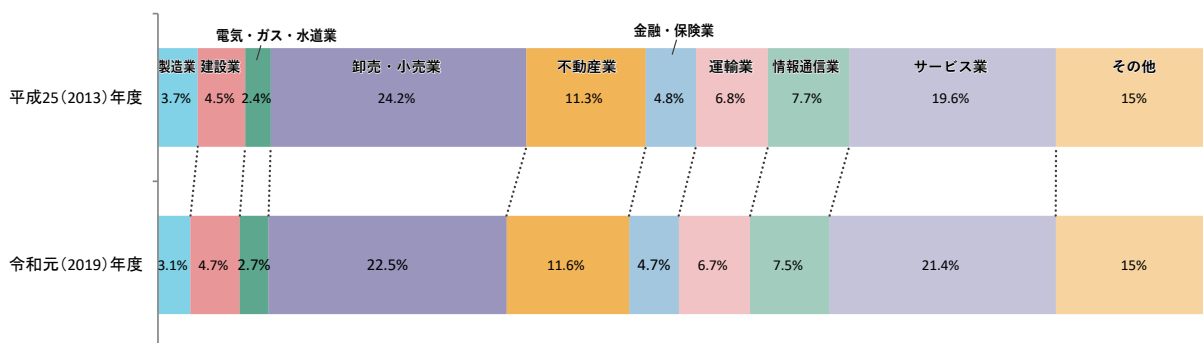
本市の市内総生産における経済活動別の構成比では、第三次産業が全体の約9割を占めており、なかでもサービス業、卸売・小売業の割合が高く、全体の約5割となっています。

全国の多くの都市が、近代以降の工業化により発展をしてきた中において、第三次産業に特化した産業構造を構築してきたことにより、脱工業化による衰退を免れてきた側面もあります。

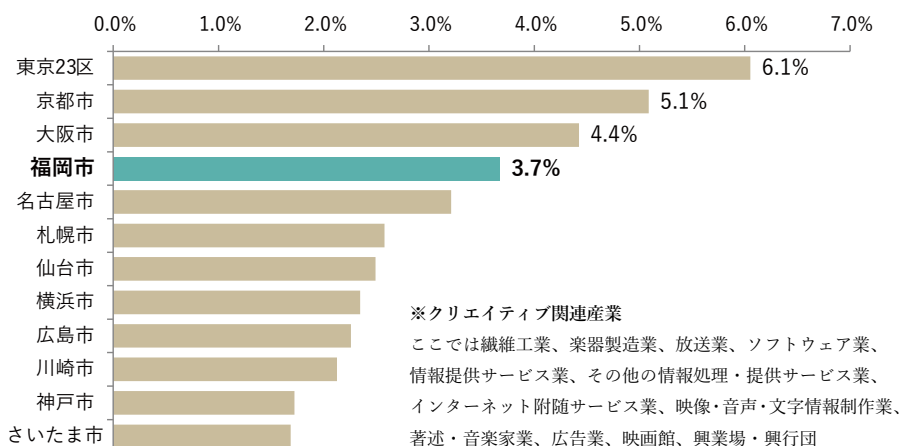
市内には、九州全域にまたがる交通や社会インフラ、また、マスメディアの本社が多く存在します。創業100年を超える事業者においては、企業資料が蓄積され、都市やまちなみの展開を考えるうえで重要な情報資産となっています。

近年では、ゲーム、デザイン、音楽などクリエイティブ関連産業事業所の全事業所に占める割合が、国内の人口100万人以上の大都市のうち4位になるなど、クリエイティブ関連産業の集積、拠点化がみられます。

また、本市は「グローバル創業・雇用創出特区」として、創業の支援と雇用の創出に取り組んでおり、政令指定都市と東京都区部を含む21大都市のなかでも開業率が最も高くなるなどの成果を挙げています。



市内総生産における経済活動別の構成比 (出典：福岡市民経済計算)



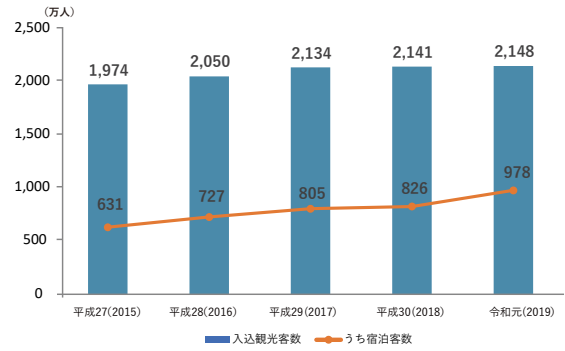
クリエイティブ関連産業事業所が全事業所に占める割合 (出典：平成26年経済センサス基礎調査)

5) 観光

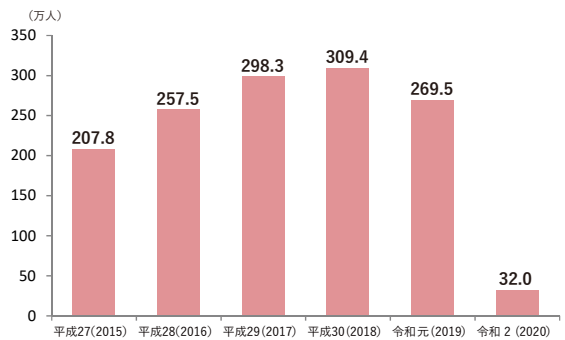
本市は、全国的には観光地としてのイメージが薄いものの、平成28(2016)年の入込観光客数は、2,000万人を突破し、訪日外国人観光客などの増加により、令和元(2019)年まで過去最高を更新しています。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和2(2020)年以降は大きく減少する見込みです。

福岡空港及び博多港からの外国人入国者数も同様の傾向を示しており、平成30(2018)年には300万人を突破し、増加傾向を示していましたが、令和2(2020)年には32万人と大きく減少しています。

また、本市では国際会議や見本市といったMICEの誘致に積極的に取り組んでおり、国内でトップクラスの開催件数となっています。



観光入込客数の推移
(出典：福岡市の観光・MICE 2021年版)



外国人入国者の推移
(出典：福岡市の観光・MICE 2021年版)

年		1位	2位	3位	4位	5位	6位
2013年	都市	東京	福岡	横浜	京都	大阪	名古屋
	件数	531	253	226	176	172	143
2014年	都市	東京	福岡	京都	横浜	名古屋	大阪
	件数	543	336	202	200	163	130
2015年	都市	東京	福岡	仙台	京都	横浜	名古屋
	件数	557	363	221	218	190	178
2016年	都市	東京	福岡	京都	神戸	名古屋	横浜
	件数	574	383	278	260	203	189
2017年	都市	東京	神戸	京都	福岡	名古屋	横浜
	件数	608	405	306	296	183	176
2018年	都市	東京	神戸	京都	福岡	名古屋	横浜
	件数	645	419	348	292	202	156
2019年	都市	東京	神戸	京都	福岡	横浜	名古屋
	件数	561	438	383	313	277	252

国際会議の開催件数 (出典：日本政府観光局「国際会議統計」)

6) 文化芸術

文化芸術は、人間の根源に関わり、個人や集団の感性や感覚、地域の風土などに応じて、独自に創造、表現され、そして時代を超えて継承されてきたものです。本市では、市民生活と都市に根ざし、都市を構成する要素としても捉えられるようになっていきます。以下、本市ならではの文化芸術の概要を紹介します。

●福岡市内に残された豊富な文化財

本市は、交流・定住に適した人々をひきつける地勢を基盤に、アジア諸国に対する日本の玄関口として、多様な文化と交わりながら発展してきた2000年にわたる都市発展のストーリーを有しており、多種多様な文化財が市内各地に豊富に残されています。これらについては、保存会や市民団体や教育・研究機関と連携しながら、調査研究、保存、活用を推進してきました。近年では、観光や地域振興、学び・教育、まちづくりに資するとの認識から、文化芸術の一つとして文化財の公開活用に期待される効果や役割が拡大しています。

●クリエイティブ関連分野の集積

本市には、市民をはじめ文化芸術団体等により、音楽、美術、演劇、舞踊など各分野において、活発な文化芸術活動が展開されています。それに加え、前述したようにクリエイティブ関連産業が集積しています。コンパクトな都市特性もあいまって、市内のクリエイターが中心となったコンテンツの制作や分野を越えたコラボレーションなどが活発に行われています。また、市内には多くの大学や専門学校が集積しており、アーティストやクリエイターなどの人材を輩出する土壌があるなど、独自の文化芸術として創造活動が行われやすい環境にあります。

●文化芸術振興の担い手の多様化

文化芸術分野で活動するNPO法人は、市内に100団体ほどあります。普及・啓発、情報発信、人材育成などの中間支援機能を担うことを目的とする団体も多く、今後の文化芸術振興の推進役となることが期待されます。また、クリエイティブ関連企業や興行会社など、市場を通じて文化芸術を提供する企業や、指定管理者など文化施設の管理運営を担う企業など、文化芸術振興を担う民間事業者も広がりを見せています。

●文化施設の整備状況と役割

質の高い文化芸術を体験できる場として、舞台芸術や美術などテーマ性の高い文化施設が官民によって設置されています。また、市民が文化芸術に身近に触れる機会や、市民の自主的な活動等を支える場として、市域、地域レベルで様々な公共の文化施設が設置されています。

(3) 歴史環境

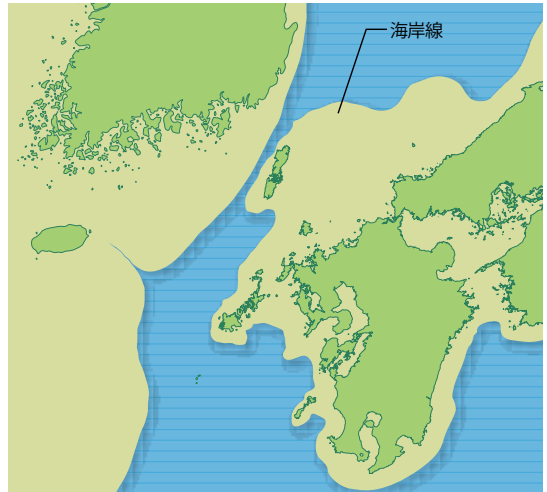
良好な内湾である博多湾を有する本市は、古くから海を通じた交流を軸として発展してきました。

ここでは、本市の歴史を原始～近現代までの大きく5つの時代区分で整理します。

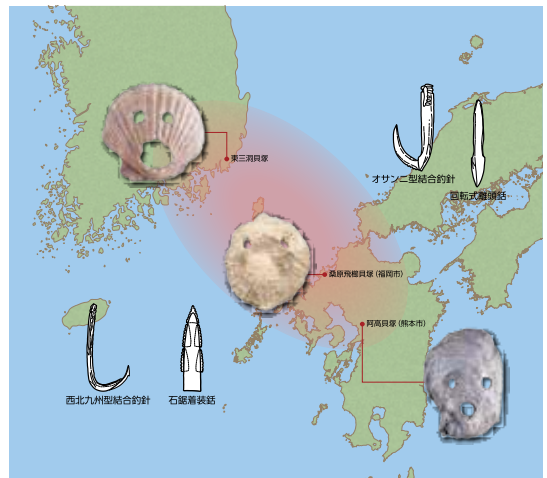
1) 原始 (旧石器時代～古墳時代)

本市域に人が住みはじめたのは、旧石器時代の約3万年前と考えられています。当時、海面は現在より低く玄界灘には陸地が広がっており、海とは遠く離れた土地でした。縄文時代になって、気候の温暖化とともに次第に海面が上昇していき、玄界灘や博多湾が出現すると、人々は狩猟や採集に加え、魚介類を求めて積極的に海へ進出して行きました。船の製作技術や航海術の向上によって、中国大陸や朝鮮半島との活発な交流が始まりました。

弥生時代、そのような交流を通して、すいとうこうさく水稲耕作や金属器製作などの技術が伝わりました。水稲耕作のために集落がつけられ、やがて、小さな村が統合されて広い地域を統括する国が生まれました。福岡平野ではなこく奴国、糸島平野では伊都国いとこくが大きな勢力を持ち、それぞれが中国と直接交渉を行い、ごかん奴国王は後漢の皇帝からきんいん金印「かんのわのなのこくおう漢委奴国王」を与えられました。



約2万年前の陸地



朝鮮半島と九州から出土する貝面、漁具



国宝 金印「漢委奴国王」



金印の通った道

古墳時代、畿内を中心に大和政権が成立すると、各地に前方後円墳が築かれ、その影響はこの地にも及びました。海上交通を掌握したこの地の豪族たちは、大和政権が朝鮮半島南部の伽耶地域や百済と交渉・交易する際に、パイプ役として活躍していたと考えられます。古墳の内部に作られた横穴式石室は、朝鮮半島の影響を受けた新しい埋葬施設で、日本で最初にこの地に伝わりました。



鋤崎古墳の初期横穴式石室（模型）

2) 古代（飛鳥時代～平安時代）

朝鮮半島内で政治情勢が不安定になると、大和政権は対外交渉と地方支配の拠点として、博多湾岸に「那津官家」や「筑紫大宰」を設置しました。齊明天皇6（660）年に百済が滅亡すると、大和政権は百済復興のために救援軍を送りましたが、天智天皇2（663）年の白村江の戦いで唐・新羅の連合軍に敗れました。国防・政治体制の変革に迫られた大和政権は、筑紫大宰を福岡平野の奥に移し、周辺に水城・大野城・基肆城等の防衛施設を築き、能古島等の湾岸には防人を配置しました。

大宝元（701）年には九州全体の統括と外交・軍事を担う「大宰府」が設置されました。大宰府の付属機関として博多湾岸に設置された筑紫館は、外国からの使者の迎賓や、唐や新羅へ渡る使節の出発・帰国の場として機能しました。

平安時代に入り、この施設は唐の外交施設である鴻臚寺にならって「鴻臚館」の名称で呼ばれるようになりました。9世紀以降、遣唐使が派遣されなくなった頃には、唐や新羅の貿易商人たちとの交易の拠点へとその機能を変えていきました。



鴻臚館跡（復元図 CG）

3) 中世（鎌倉時代～戦国時代）

11世紀後半に鴻臚館がその役割を終えると、宋の商人たちの交易の拠点は博多へと移り、鎌倉時代にかけて、民間主導の貿易が活発化しました。宋の商人たちの中には博多の町に定住する者もあり、「博多綱首」とも呼ばれました。博多の町には「唐物」と呼ばれる中国風の文物があふれてにぎわいました。



博多遺跡群出土の青磁碗

国際貿易都市としてにぎわっていた博多ですが、文永11(1274)年、元軍の襲来に見舞われ、博多の町や筥崎宮等が大きな被害を受けました。その後、鎌倉幕府は防衛のために博多湾沿岸一帯に石築地(元寇防塁)を築造しました。弘安4(1281)年に再び元が襲来しましたが、石築地の存在や悪天候等によって、上陸による被害を阻止することができました。さらなる襲来に備えて、博多湾岸は警備が強化され、九州の訴訟裁断・軍事を統括する鎮西探題が置かれました。

室町時代には、博多の商人によって日明貿易が主導され、明のほか朝鮮・琉球・東南アジアとの交易が行われました。そのため、地域権力にとって、博多を支配することは重要な課題でした。戦国時代には、大友、龍造寺、毛利など有力な戦国大名が博多をめぐる激しく争い、博多の町は焼打ちなどによって大きな被害を受けました。



石築地(元寇防塁)



博多湾沿岸に築かれた石築地

4) 近世（安土桃山時代～江戸時代）

天正^{てんしょう}15（1587）年に豊臣秀吉^{とよとみひでよし}が九州平定を成し遂げた後、焼けた博多の町は太閤町割^{たいこうまちわり}により再編が行われました。この時に現在の博多の市街地形成のベースが整備されました。朝鮮出兵の拠点として博多を重視していた秀吉は、博多商人の経済活動に保護を与え、これによって博多の町は再び活気を取り戻しました。

江戸時代には、関ヶ原^{せきがほら}の戦いの功績により筑前国^{ちくぜんのかくに}を与えられた黒田長政が、博多の対岸の丘陵地に新たに福岡城と城下町を建設しました。那珂川を境にして、新しい城下町「武士の町・福岡」と中世に国際貿易都市として栄えた「商人の町・博多」が併立する「双子都市」が誕生しました。参勤交代制度や海運業の発展によって、陸・海の交通網が整備されました。唐津街道には箱崎・姪浜^{からつ}・今宿^{いまじゆく}に、三瀬街道には金武^{みつせ}・飯場^{いしば}に宿場が置かれました。この頃、港は10か所あり、唐泊^{からどまり}・宮浦^{みやのうら}・今津^{いまつ}・浜崎^{はまさき}・残島^{のこのしま}（能古島^{かいせん}）の廻船業者による筑前五ヶ浦廻船は大きな利益を上げていました。



博多旧図



福博惣図（福岡市博物館所蔵）

5) 近現代（明治時代～）

明治時代になり、廃藩置県によって福岡県が発足したのち、明治22（1889）年に「福岡市」が誕生しました。発足時は人口約5万人・面積約5 km²で、九州では鹿児島市、長崎市に次ぐ人口でした。明治32（1899）年の博多港開港や、明治36（1903）年の京都帝国大学福岡医科大学（のちの九州帝国大学医学部）の設置などを経て、明治43（1910）年に現在の天神地区で開催された第13回九州沖縄八県連合共進会を契機として市街地の整備が進みました。さらに、周辺町村との編入を繰り返し、本市は九州一の都市へと発展しました。

第二次世界大戦中、昭和20（1945）年6月19日にはアメリカ軍による空襲で、市内の中心部は大きな被害を受けました（福岡大空襲）。戦後は焼け野原からの復興を目指し、市街地は徐々ににぎわいを取戻していきました。主要道路や鉄道網の整備が進み、昭和30年代には人口が50万人を突破しました。また、第三次産業に特化した産業構造を構築してきたことが人口集中をもたらし、さらに、福岡空港の供用開始や山陽新幹線の全線開通によって陸・海・空の玄関が整備され、昭和50年代にはついに100万人を突破しました。



福岡大空襲後の福岡市街（福岡市博物館所蔵）

平成元（1989）年に開催されたアジア太平洋博覧会'89（よかトピア）を契機として、国際イベントの開催やアジアを意識した施設の充実により、福岡を訪れる外国人の数も大幅に増えています。近年では、クルーズ客船の寄港回数が国内最大になるなど、アジアの交流拠点都市として発展を続けています。

1-2 市内に所在する文化財の概要

(1) 文化財保護法等による指定・登録の状況

市内において文化財保護法や福岡市文化財保護条例等に基づき指定・登録された文化財の数は483件（平成31年3月時点）です。その内訳は国指定文化財が90件、県指定文化財が106件、市指定文化財が225件、国登録文化財が28件、市登録文化財が34件となっています。

類型別に見ると、建造物が最も件数が多く、近世の寺社を中心に83件の建造物が指定・登録されています。

市内の指定・登録文化財の件数（平成31年3月31日現在）

部門	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	合計
有形文化財	建造物	9	11	15	27	21	83
	絵画	13	6	16	-	-	35
	彫刻	10	12	23	-	-	45
	工芸品	21(3)	16	21	-	-	58
	書跡・典籍	10(1)	1	9	-	-	20
	古文書	1	5	22	-	-	28
	考古資料	9(1)	16	56	-	-	81
	歴史資料	-	2	6	-	-	8
無形文化財	芸能	-	2	3	-	-	5
	工芸技術	1	2	-	-	-	3
民俗文化財	有形民俗文化財	-	17	14	-	-	31
	無形民俗文化財	1	8	20	-	13	42
記念物	遺跡	13	5	14	-	-	32
	名勝地	-	-	2	1	-	3
	動物・植物・地質鉱物	2	3	4	-	-	9
合計		90(5)	106	225	28	34	483

■ もの ■ ばしょ ■ いとなみ

※国指定のうち（）内は、国宝の件数の内数

(2) 市内に所在する文化財の概要

本計画では、本市の歴史や文化等の理解のために必要なすべての文化的所産を「文化財」と定義し、「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」を本計画における文化財のカテゴリーとして用いています。3つのカテゴリーに分けて市内に所在する文化財の特徴を示します。

1) もの（美術工芸品、考古資料、民芸品など）

●発掘調査によって出土する資料

発掘調査によって出土する資料（埋蔵文化財、考古資料）は、中世以前に遡るものを中心です。

江戸時代に志賀島で発見された「金印」漢委奴国王は、魏志倭人伝に書かれた内容を示しており、本市が古くから対外交流の拠点となっていたことを表す象徴的なものです。板付遺跡や雀居遺跡、今宿五郎江遺跡といった弥生時代の大規模集落遺跡では、日常的に使われる土器の他、農具や工具に使われた石器、木製品、金属製品が出土しています。これらに加え、魏志倭人伝に記載された奴国に含まれる比恵・那珂遺跡群や井尻B遺跡では、当時の最先端技術であった金属やガラスの加工に関わる鋳型や坩堝なども見られます。吉武遺跡群や東入部遺跡、岸田遺跡などの墓地には、石製の玉類や青銅製の武器などが副葬されています。この他にも弥生時代の墳墓では甕棺が特徴的に見られます。これらは当時の北部九州の文化を象徴するものとして、博物館の展示に使われるほか、学校の教材等に広く写真が掲載されています。

古墳時代になると老司古墳や鋤崎古墳といった前方後円墳で、鏡や武器・武具、工具など豊富な副葬品が見られます。終末期古墳である元岡 G-6 号墳では、刀身に金象嵌で暦を含む文字を刻んだ鉄刀が出土しています。象嵌により文字を刻んだ刀剣自体も珍しいものですが、当時の暦の使用状況が分かる資料として高い価値を有しています。元岡・桑原遺跡群や鴻臚館跡で出土した木簡は、奈良、平安時代の様子を文字から知ることのできる資料として重要です。大宰府の外交窓口であった鴻臚館跡では、中国産の陶磁器の他に、朝鮮やイスラムの陶器、ガラスも出土します。中世になると交易の拠点は博多に移り、博多遺跡群の発掘調査では中国の他、東南アジア各地の陶磁器類が出土します。その中には商人と見られる人名を墨書で記したものや、破損した大量の陶磁器を一括で廃棄した状況で見つかるものもあり、貿易の状況の一端をうかがい知ることができます。これらの埋蔵文化財は、埋蔵文化財センターに収蔵され、考古学の調査研究や、全国各地の博物館への貸出などに広く活用されています。

●寺社に伝世する美術工芸品等

中世以降、建立される寺刹を中心に、現在まで多くの美術工芸品等が伝世しています。特に聖福寺、承天寺、崇福寺といった著名な禅宗寺院や、東長寺（真言宗）、善導寺（浄土宗）、萬行寺（浄土真宗）といった各宗派の古刹、筥崎宮、櫛田神社などの神社では彫刻や絵画、工芸品、古文書などが広く伝えています。これらの寺社資料は悉皆的調査しっかい

により、目録が作成され、その一部は指定文化財となっています。

承天寺の木造釈迦如来像や楊柳観音像、東長寺の木造千手観音立像、聖福寺の大鑑禅師像、中世博多の様子を伝える聖福寺古図や承天寺古図などは、その代表的なものです。これらの寺院以外でも、今津の誓願寺にある栄西直筆と伝わる孟蘭盆縁起、同じく今津の勝福寺の大覚禅師像、興徳寺の大応国師像などは、博多が当時の最先端であった禅宗文化の窓口となっていたことを窺わせる文化財です。

箱崎の将軍地蔵と呼ばれる石造地蔵菩薩坐像は、平重盛が中国宋の育王山に金を送った際にもたらされたという伝承が『筑前国続風土記』に記されています。また同じく箱崎の恵光院に建つ石塔と、灯籠堂の本尊である石造の十一面観音像は、形や石材などから中国南宋のものとされ、対外交流の中で持ち込まれた可能性が指摘されています。西区の小田観音堂の木造千手観音菩薩立像や東区志賀島の莊嚴寺の聖観音菩薩立像は、航海の安全を祈願する当時の人々の願いが込められた仏像です。

●地域の歴史を伝える文化財

地域の歴史を伝えるものとしては、各地の寺社や旧家に伝わる古文書があります。志賀海神社文書、飯盛神社文書、妙法寺禪文書のほか、筥崎宮神職の田村家、黒田家家臣であった麻生家、地域の有力者である鳥飼家、濱地家などの家文書があります。

もちろん、博物館や美術館には、本市の歴史・文化を知るうえで重要な美術工芸品や民俗文化財が体系的に収集、整理されています。黒田資料や東光院の仏像群の他、松永コレクションに代表されるようなコレクターによる収集資料も多数あります。

他に、絵馬、庚申塔、力石などは市内で悉皆調査が行われています。早良区野芥の櫛田神社に明治10年の福岡の変を描いた絵馬が、西浦の大歳神社には江戸時代の廻船を描いた絵馬が伝わり、それぞれ地域の歴史を伝えています。

2) ばしょ（遺跡、建造物、町並み、自然地形など）

●古代以前の遺跡

市内は古くから人々が生活し、同時に現在、開発が多く行われることから、地下の遺跡の発掘調査が数多く行われ、その成果が蓄積されています。

河川の流域に広がる平野を中心に大規模な集落遺跡が展開しています。弥生時代の集落には板付遺跡、吉武遺跡群、野方遺跡などが知られています。丘陵上には金隈遺跡といった甕棺墓地が営まれています。古墳時代になると平野部に大規模な前方後円墳が作られています。那珂遺跡群には福岡平野で最古の前方後円墳である那珂八幡古墳が築造されています。西区今宿は古墳時代を通じて前方後円墳が作られる稀有な地域です。後期になると丘陵沿いに群集墳が築造されています。その中には浦江古墳1号墳（浦江1号墳）、吉武古墳群K7号墳（吉武熊山古墳）といった、石室に赤色顔料で文様を描いた装飾古墳も含まれます。比恵遺跡群には大規模な倉庫群が作られ、日本書紀に記述される那津官家と考えられています。

古代は大宰府が九州の政治の中心となり、博多湾岸で発見されている那津官家は筑紫館、さらには鴻臚館として変遷しながら外交の窓口としての役割を担いました。大宰府の関連施設として津厨、主船司が文献に見られますが、これらはそれぞれ海の中道、周船寺に比定されています。また老司や女原では瓦窯が営まれ、大宰府の観世音寺や鴻臚館に供給されていたことが分かっています。大宰府から鴻臚館に至る官道も、発掘調査などによっておおむねその位置が推定されています。古代末に鴻臚館が廃絶すると、対外交流は博多に移り、宋人が貿易に関与するようになりました。以後、中世を通じて中国や朝鮮半島をはじめ、東南アジアを含めた貿易が展開し、直近の発掘調査では、港の跡である石積み遺構が発見されています。

●中世の遺跡や建造物

対外交流の中では、当時、新たな仏教であった禅宗も博多湾の各地にもたらされています。博多では聖福寺、承天寺、妙楽寺、中世の一時期に港となっていた今津には誓願寺、勝福寺、姪浜には栄西ゆかりの興徳寺などが開かれました。13世紀になると博多湾は元寇（蒙古襲来）という国を揺るがす一大事の舞台となりました。1度目の文永の役の後、沿岸には防護のための石積みが作られます。これらは今日、元寇防塁として知られています。また防塁以外にも蒙古塚や祖原の古戦場など、元寇にまつわる史跡が市内に点在しています。戦国時代には、貿易の利権を求めて戦国大名が勢力を争い、戦乱により博多は荒廃します。これを豊臣秀吉が復興し、その際の土地区画は太閤町割りとして現在の博多の町並みの基礎となりました。筥崎宮の本殿、拝殿、楼門は戦国大名により寄進されたものです。

●近世の遺跡や建造物

近世になると黒田氏が筑前国に入国します。最初は名島城に居を構えましたが、城下町が狭小だったこともあり、黒田長政は福岡城を築城しました。以後、城下町や宿場の整備といったまちづくりが進められています。寺社の整備も行われ、崇福寺が大宰府から博多区千代へ移転しました。住吉神社、香椎宮本殿は江戸期の建物が今にその姿を残しています。筥崎宮の一の鳥居は初代藩主黒田長政によって寄進されたものです。それ以前から存在した楼門、拝殿、本殿と合わせて、鳥居を含めた境内の景観は江戸時代前期から変わらぬものとなっています。

神社には、地域の人たちによって守られてきたものもあります。旧早良郷七ヶ村の郷社であった飯盛神社本殿は、江戸時代の天明6（1786）年に建てられました。また、博多湾に浮かぶ能古島に建つ白鬚神社の拝殿、本殿も江戸時代に遡る建築です。ここには建物の履歴を示す多くの棟札も残されており、建物の価値を高めています。堅粕の東光院は平安時代の創建と伝わる真言宗寺院として江戸時代の地誌にも書かれています。戦後、廃寺となり、土地、建物は市に譲渡されました。幕末の歌人、野村望東尼ゆかりの平尾山荘とともに、最初の市指定史跡となりました。

江戸期に整備された街道と宿場は、市内では箱崎、博多、姪浜といった旧唐津街道

や、次郎丸がある旧三瀬街道沿いにその風情を残しています。これらの地域では戦災を免れた町家建築が残っていましたが、近年の都市化によって特に旧唐津街道沿いでは急速に失われつつあります。その中で、博多の旧三浦家住宅、姪浜の旧山下家住宅は、移築され市指定文化財となり観光施設として活用されています。また国や市の登録文化財となっている町家も市内に点在しています。

●近代の遺跡や建造物

近代になると、市街地は中世以前の対外交流の拠点としての地勢に加え、近世の黒田氏による都市基盤整備を継承する形で発展します。

交通の拠点として、まず整備されたのが博多港です。明治16(1883)年に特別貿易港に指定され、長崎税関出張所が設置されました。昭和初期には大規模な修築工事が行われ、昭和14(1939)年には第1種重要港湾に指定されました。鉄道では明治22(1889)年に博多駅が開業しました。その後、2度ほど場所を変え、現在も鉄道における九州の結節点として重要な役割を果たしています。明治43(1910)年には路面電車が開通しました。戦後の高度経済成長以後、自家用車の普及など人々の利用する交通手段が変化し、昭和54(1979)年に廃止されました。

福岡で最初の本格的な飛行場は、昭和5(1930)年に名島に作られた水上飛行場です。リンドバーグ夫妻が世界一周の途中で訪れたことで知られています。昭和11(1936)年には雁ノ巣が開港、東京、大阪から朝鮮半島、中国への中継地としての役割を担いました。昭和19(1944)年には陸軍によって席田飛行場が作られました。戦後は米軍に接收され板付基地として運営、昭和26(1951)年に民間航空の路線が開設され、昭和47(1972)年に福岡空港となっています。

都市の発展の過程においては、博覧会等の開催が大きな役割を果たしました。明治43(1910)年の第13回九州沖縄八県連合共進会では、福岡城の肥前堀が埋め立てられました。跡地は現在、大名地区としてにぎわっています。この博覧会で来賓接待所として建てられた建物は、現在、公会堂貴賓館として公開されています。また昭和2(1927)年の東亜勸業博覧会では、福岡城の大濠が整備され、会場となりました。現在は大濠公園として市民の憩いの場となっています。

また産業の発展とともに大企業の支店が進出しています。現在、赤煉瓦館の通称で親しまれている建物は、元は日本生命保険株式会社の九州支店として明治42(1909)年に建てられたものです。設計者は日本近代建築のパイオニアとして知られる辰野金吾と、その弟子である片岡安です。

教育関係では、藩校であった修猷館は現在も県立高校としてその名をのこしています。明治30年代には帝国大学の医科大学が増設されることとなり、福岡では渡辺通の名の由来ともなった実業家の渡辺与八郎が多額の寄付金を提供したことで、明治36(1903)年に京都帝国大学福岡医科大学が設置されました。続いて明治44(1911)年には箱崎に九州帝国大学が設置されています。その後、九州大学は西区元岡に移転し、跡地活用

の検討が進められています。敷地には設立当初から残る正門や、大正、昭和初期に当時建築課長であった倉田謙設計の校舎が複数残されています。

学校校舎は、関東大震災を契機として鉄筋コンクリート化が進みます。福岡でも昭和初期に小学校を中心に鉄筋コンクリートの校舎が複数建てられましたが、ほとんどは建て替えられ、唯一旧大名小学校（昭和4（1929）年）が残るのみです。高等学校では、県立の福岡高等学校校舎（昭和4（1929）年）が保存されています。

木造としては、住吉神社能楽殿が昭和11（1936）年に建てられた近代和風建築の代表的な建物です。

近代における社会資本整備を示すものとしては、曲淵ダムや名島橋（多々良川橋梁群）が挙げられます。これらは現在も機能しています。

農業関係では、農業全書で知られる宮崎安貞にまつわる旧跡として旧居、墓地の他、水路の名残としての宮崎開きの地名が残ります。また明治期に福岡農法を開発、普及した林遠里の生家跡や墓地が、子孫によって守られています。早良区脇山には、昭和天皇即位の大嘗祭に献上する米を作る水田がとして選ばれた主基斎田の跡が残ります。現在は脇山中央公園となっているが、周辺の水田では、その事績を伝えるお田植え祭りが行われています。

名所旧跡では、江戸時代に奥村玉蘭の『筑前名所図会』に様々な場所が描かれています。その中には寺社の他、穴観音（窟観音）や花乱の滝（花瀾の瀧）など現代にその姿が受け継がれているものもあります。また黒田家の別邸であった友泉亭は公園として整備されています。早良区重留の妙福寺庭園は江戸時代の庭園の姿を残すものとして貴重です。

●自然遺産

本市を特徴づける自然遺産としては、地質・鉱物として長垂の含紅雲母ペグマタイト岩脈、名島の檣石、動植物では櫛田の銀杏、金武のヤマモモなどの巨木や橋本八幡宮のイヌマキ群落が指定文化財となっています。他、香椎宮の綾杉など、歴史上の物語と結びついた巨木があります。

3) いとなみ（祭り、伝統技術、生業など）

●祭り

国の重要無形民俗文化財であり、ユネスコ無形文化遺産にも登録された「博多祇園山笠行事」や、「博多松囃子」から発展した「博多どんたく港まつり」などは、全国的にも広く知られ、本市ににぎわいと活気を与えています。また、筥崎宮の「放生会」や「玉せせり」、十日恵比須神社の「十日恵比須」なども、季節の移り変わりを告げる行事として多くの市民が訪れます。この他にも市内には、季節ごとに地域の伝統的な祭礼が行われています。

●伝統工芸・芸能等

博多部には博多織、博多人形、博多張子、博多独楽などの伝統工芸の技術が受け継が

れています。また博多曲物は筥崎宮の儀式で用いられる道具を作る技術が発展、継承されたものと考えられています。高取焼は黒田長政が朝鮮出兵の際に連れ帰った陶工を祖として、以後、福岡県内各地で受け継がれてきました。早良区高取もその一つです。

音楽、芸能などの分野では、一朝軒伝法竹という尺八、筑前琵琶、その原型とされる盲僧琵琶などが伝わります。また独楽による曲芸を披露する「筑前博多独楽」や、博多弁の言葉遊びによる即興笑劇「博多仁和加」は、人々を楽しませています。

この他、福岡藩に伝承した武技である砲術や柔術もあります。

●食文化

玄界灘に面し、山地に囲まれた本市は、昔から海の幸や山の幸が豊富にとれる場所でした。それらの食材は、海を通じた交流の歴史の中で様々なかたちで生まれ、豊かな食文化を築いてきました。

新鮮な海産物を活かした料理であるごまさばは、海に面した本市ならではの郷土食といえます。水炊き、がめ煮（筑前煮）といった古くから伝わる料理の他、戦後生まれながらも、現在では福岡名物の食として全国的に広く親しまれている辛子明太子、もつ鍋、とんこつラーメンなどもあります。おきゅうとやあぶってかも（スズメダイ）などは本市でしか味わえないものです。室見川のシロウオ漁は春を告げる風物詩となっています。また禅宗の伝来とともに喫茶や粉食文化が博多に持ち込まれますが、その中でもうどんは独自の形で受け継がれています。

料理以外では、醤油や日本酒といった伝統的な醸造技術を受け継ぐ会社も残っています。このほか、夜の繁華街に営まれる屋台は、市民はもちろん、観光客にも人気のスポットであり、本市を代表する風景の一つでもあります。

●年中行事

正月～春にかけての年中行事として、石釜のトビトビや金隈の鳶の水が、正月の来訪神行事として知られています。玉せせりは箱崎のものが有名ですが、姪浜や伊崎などにも伝わっています。今宿上町天満宮の鬼すべ行事は、江戸時代に太宰府の鬼すべのうつしとして始まりました。西区の漁村、唐泊では、その年の年男、年女が飾りを施した笹をもち、集落を巡りながら所々で「御万歳」が舞われます。その節回しや最後に行われる手一本は、上方（大阪）との関連が想起されます。廻船の拠点であった唐泊の地域性を示すものかもしれません。志賀海神社には成年男子が弓矢で的を射る歩射祭や、海や山の幸を神に感謝する山ほめ祭が伝わっています。

夏の年中行事として、疫病除けの行事である祇園山笠や獅子祓いがあります。山笠は博多が有名ですが、西戸崎、唐の原、今宿、小呂島など各地に博多のうつしが伝わります。

獅子祓いは、地域、集落単位で行われます。細部に差異はあるものの、地域の大人と子供たちが獅子頭をもって家々を回り、無病息災を祈ります。

西区の草場、西浦、早良区田隈には、伝統的な盆行事として、盆綱引きや盆押しと呼ばれる行事が伝わります。また東区の志賀島、西区域の原では、地域独自の節回しを持

つ盆踊りが伝わっています。東区箱崎には地蔵盆として人形飾りが残ります。博多区大博町の旧大浜地区では流れ灌頂と呼ばれる施餓鬼供養の行事が伝わります。地区には今も行事で使われている大きな灯笼絵が伝わっています。

秋の年中行事として、能古島白鬚神社のおくんち行事は宮座などに伝統的な型式をよく残しています。中でもモリモンと呼ばれる神饌は豪華で目を引きます。

この他、飯盛神社では流鏝馬が行われ、宮崎宮と志賀海神社では、2年に一度、御神幸が行われています。奈多に伝わるはやま行事は、翌年の漁場の優先権をかけて、若者が塩鯛を調理する所作の速さを競い合います。海村の生活を表す珍しい行事です。

● 2000年間多様な文化と交わりながら進化してきた都市発展の歴史文化

本市は、弥生時代の稲作伝来以降、奴国・伊都国、古墳時代の豪族たち、古代の鴻臚館、中世の国際貿易都市・博多、江戸時代の福岡城下、明治時代以降の福岡市と、各時代の社会的・歴史的状况を背景として、性格が異なる都市が重層的に形成されてきました。交流・定住に適した人々をひきつける地勢を基盤に、大陸や朝鮮半島に対する日本の玄関口として、また、大陸・半島と日本各地を繋ぐ結節点として、2000年以上多様な文化と交わりながら進化してきた都市発展のストーリーを有しています。

● 「いま」に伝わる 2000年にわたって都市集積を示す文化財

本市は、交流・暮らしに適した地勢を基盤に、2000年以上前の弥生時代からヒト、モノ、情報があつまる都市が形成されてきたところです。国際交流拠点であった博多湾を中心ににぎわい、海や陸を通じた各地との繋がりの中で発展し、外に対するまもりを固めながら、都市と周縁地域との支え合いの中で豊かな歴史文化を形成し、現在の福岡市へと発展を続けてきました。

市内には、弥生時代から中世にかけての大陸や朝鮮半島との交流の歴史文化を今に伝える文化財、現代に継承される都市基盤が整えられた近世の歴史文化を物語る文化財、そして近代に入りアジアとの交流を背景に目覚ましい都市発展を遂げてきた本市の歴史文化を語る上で欠かせない文化財、本市の成り立ちや独特な生活文化など、福岡ならではの歴史文化を物語る文化財が、市内各地に豊富に残されています。



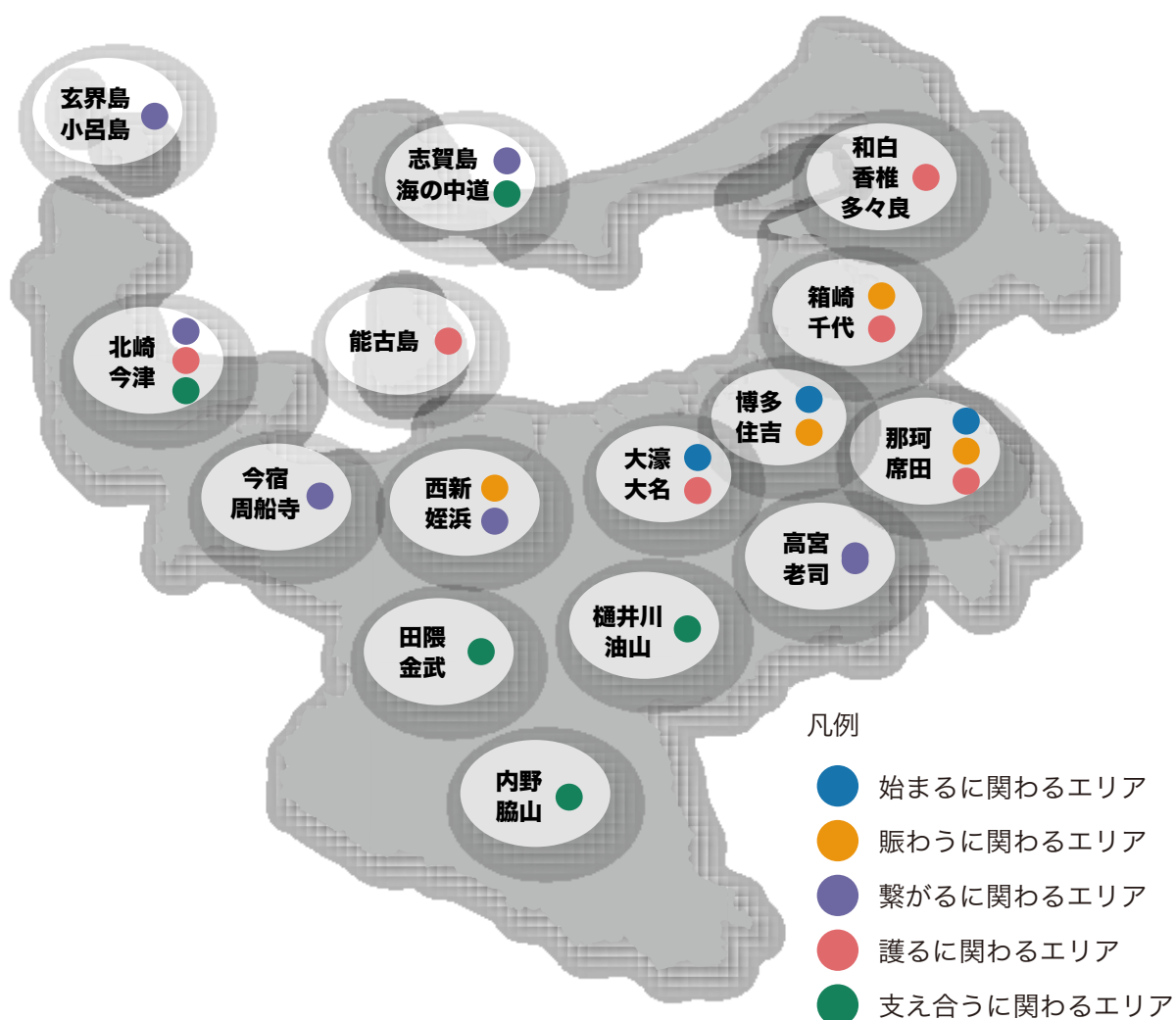
地理的な特徴をひとつの大きな要因として、2000年以上前から海を通じた交流拠点都市であり続けたことが福岡ならではの歴史文化を育み、その歴史文化を確かに証する文化財が豊富に残っていることが、本市の歴史文化の特徴であるとまとめることができます。

海を通じた交流を軸にアジアの拠点として発展を遂げた 2000年を超える歴史文化の重層性

(2) 福岡ならではの歴史文化を物語るストーリーとエリア

本市の歴史文化の特徴である「海を通じた交流を軸にアジアの拠点として発展を遂げた2000年を超える歴史文化の重層性」を、より広く多くの人々に知ってもらうため、その歴史文化の特徴を市内各地の歴史文化を交えて分かりやすくまとめた物語を「メインストーリー」とし、「始まる」、「賑わう」、「繋がる」、「護る」、「支え合う」の5つ視点で整理しました。併せて、歴史文化の視点から「メインストーリー」を体感する面的な広がりとして、市内全域を15の「歴史文化エリア」に設定しました。

「メインストーリー」、そして「メインストーリー」との関りが深い「歴史文化エリア」を紹介します。



ストーリーと関わりの深い歴史文化エリア

始まる 『福岡・博多の「はじめて」ものがたり』

古くから海を介して大陸や半島と交流してきた結果、最先端の文化が続々とこの地にやってきました。日本の食文化の基盤である米作り、中世の禅宗や喫茶、粉食の文化など、福岡・博多に伝わったこれらの「日本初」は、本市の文化を形成する原点となりました。

賑わう 『福岡・博多 2000 年のまちのにぎわい』

博多湾を臨む本市には、古くから多様な目的や背景をもった人々が集まり、活発な経済活動が行われてきました。およそ 2000 年前の「奴国」以降、中世の国際貿易都市「博多」、江戸時代の城下町「福岡」を経て現在に至るまで、都市であり続けた福岡・博多には様々な都市文化が育まれました。

繋がる 『ヒト・モノ・情報をつなぐ海・陸・空の結節点』

大陸と日本をつなぐ外交・交易の拠点であった鴻臚館、江戸時代の流通ネットワークを担った街道と廻船など、本市は各時代を通じてヒトとモノ、情報をつなぐ結節点として機能しました。現在でも海・陸・空路の交通網は、本市と国内外を有機的に結合させ、都市のさらなる発展を支えています。

護る 『国際交流都市のまもりと平和への祈り』

本市は、国際交流都市である反面、各時代において国家間の緊張が高まると、まもりの最前線となりました。防人の設置、元軍の遠征と石築地の築造、戦国時代の戦乱、福岡大空襲などの数々の悲しい出来事を物語る文化財が市内各所に残されており、争いの恐ろしさと平和の尊さを伝えています。

支え合う 『都市と村々の暮らしと信仰』

都市周縁部の農村、漁村、山村では、様々な生業を持つ人々の生活と信仰が積み重ねられてきました。生活の中の人々の願いや祈りは様々な民俗として地域に定着しました。都市と周縁の村々は互いに支え合いながら、一つの文化圏を形成してきたといえます。

各メインストーリーの詳細は、平成 30（2018）年 3 月に策定した文化財基本方針に記載しています。

志賀島・海の中道

博多湾の玄関口にある志賀島と、国内でも珍しい砂州・海の中道があるこのエリアは、金印「漢委奴国王」発見の地として知られ、古代の海人・阿曇氏が祖神とおおいだ海神をまつる志賀海神社、元寇の激戦を物語る蒙古塚などの文化財があります。また、『万葉集』にも詠われた漁撈や塩づくりの痕跡が海の中道遺跡で見つかるなど、海とともに生きた人びとの文化や大陸との交流の歴史が残されています。

博多・住吉

古代から交易の拠点として発展してきたこのエリアは、中世貿易都市・博多の名残や太閤秀吉の町割、近世の町家、近代以降の都市の発展を重層的に感じることができます。住吉神社や榎田神社といった由緒ある神社や、聖福寺や承天寺に代表される寺町が景観を形成し、博多祇園山笠や博多松ばやしなど本市を代表する祭礼が町に賑わいと活気を与えています。

高宮・老司

鴻臚館から大宰府へ向かう官道の推奨ルートがあるこのエリアは、古代から近代に至るまでの多彩な文化財が存在する地域です。初期横穴式石室に豊富な副葬品が納められた老司古墳や、大宰府観世音寺とも関係の深い三宅廃寺跡や老司瓦窯跡、近代に炭鉱で財を成した貝島家の旧邸宅などを通じて、本市の悠久の歴史を感じることができます。

田隈・金武

油山と叶岳に挟まれ、室見川の恵みに育まれた肥沃な土地を持つこのエリアは、河川両岸の微高地や丘陵を中心に集落が展開してきました。弥生時代の拠点集落であった吉武高木遺跡や野方遺跡、丘陵斜面に営まれた大規模な古墳群、中世に大きな宗教的勢力を誇った西油山天福寺や飯盛神社、肥前と結ぶ三瀬街道沿いの町並みなど、連綿と続いてきた人々の営みを知ることができます。

北崎・今津

糸島半島の東半、博多湾の西端に位置するこのエリアは、福岡・博多と大陸・朝鮮半島を結ぶ交通の要衝として重要視されてきました。「庚寅銘大刀」が出土した元岡G6号墳や、唐遣使の寄港地であった韓亭(唐泊)、中世に港町として栄えた今津と寺院、海岸沿いに築造された元寇防塁など、海上交通に関わる史跡や習俗・信仰が良好に残されています。

和白・香椎・多々良

『万葉集』にも詠われた景勝地・香椎潟があったこのエリアは、香椎宮が鎮座し、神功皇后の三韓征伐に関連する伝承が多く残されています。戦国時代には、筑前国を与えられた小早川氏が名島城を築城、関ヶ原の戦い後は筑前国に入った黒田氏によって香椎宮が再建されました。戦前には、名島に水上飛行場、雁の巣に飛行場が置かれ、日本の空路を支えました。

那珂・席田

博多から大宰府に向かう道筋にあり、弥生時代以来、低地を利用した水田が広がっていたこのエリアは、古代の条里制の名残を残す水田区画が昭和初期頃まで残されていました。弥生時代の古い時期の農村が確認された板付遺跡や雀居遺跡、弥生時代の共同墓地である金隈遺跡などを通じて、弥生文化に触れることができます。

樋井川・油山

大規模な寺域を誇った東油山泉福寺(現在の正覚寺)がある油山の麓に広がるこのエリアは、樋井川両岸の丘陵を中心に集落が営まれ続けてきました。山岳仏教が盛行し現在は市民の憩いの森として親しまれる油山、福岡藩主の別邸として作られた友泉亭庭園、田島神楽が奉納される田島八幡神社など、豊かな自然と歴史に触れることができます。

内野・脇山

脊振山の豊かな自然に包まれたこのエリアは、中世の山岳信仰の隆盛とともに栄えた脊振山東門寺の寺領で、戦国時代には荒平城や池田城が築かれ、筑前と肥前の国境に位置する交通の要衝でした。山間部の水田開発には熊野比丘尼の伝承も残され、昭和天皇の即位時には大嘗祭に用いる新穀を穫るための主基斎田に選ばれるなど、山村と農村の様相を併せ持っています。

能古島

博多湾に浮かぶ能古島は、江戸時代に廻船の根拠地の一つとして栄えました。一方で、古代の防人の設置、中世の外敵の侵入、江戸時代の台場の築造など、博多湾のまもりを大きく左右してきた島でもあります。また、古代は馬牧として、江戸時代には鹿狩りの場として利用されるなど、豊かな自然にも恵まれています。

箱崎・千代

宮崎宮が鎮座するこのエリアは、門前町として、また博多に次ぐ貿易の拠点として賑わってきました。江戸時代には唐津街道の宿場町としてにぎわい、参勤交代の中継地として御茶屋が設置されました。街道沿いには、商家が立ち並び、千代町にはかつて太宰府にあった崇福寺が再興され、福岡藩主・黒田家の菩提寺となりました。近代には九州帝国大学が誘致され、福岡市の近代化の礎となりました。

警固・鳥飼

古代には鴻臚館、江戸時代には福岡城が存在したこのエリアは、海・陸の交通の要衝として発展しました。菅原道真ゆかりの水鏡天満宮に由来する「天神」の街は、現在、九州一の繁華街となっていますが、舞鶴・大濠公園に残された鴻臚館・福岡城の痕跡、街中にたえず近代建築、古い町割などから、往時のにぎわいに想いを馳せることができます。

西新・姪浜

福岡平野と糸島平野をつなぐ海岸沿いに位置するこのエリアは、室見川沿いの微高地や、海岸の砂丘上を中心に、古い時代から人々の活発な活動が確認できます。弥生・古墳時代の交易拠点であった西新町遺跡や、古代早良郡の中心であった有田遺跡、元寇の記憶を今に伝える倉原山や元寇防塁、唐津街道の宿場町として栄えた港町・姪浜など、博多湾の港湾機能を支えてきた歴史を今に伝えています。

今宿・周船寺

糸島半島の付け根に位置するこのエリアは、古代山城である怡土城が築かれた高祖山を背後に、尾根筋や海岸砂丘を中心に集落が営まれてきました。弥生時代に玄武岩で石斧生産を行った今山遺跡や伊都国の交易拠点であった今宿五郎江遺跡、前方後円墳13基が築造された今宿古墳群、江戸時代の農学者・宮崎安貞ゆかりの史跡など、自然と共生してきた人々の暮らしを知ることができます。

玄界島・小呂島

志賀島と糸島半島の間に浮かぶ玄界島は、百合若伝説を伝える小鷹神社があり、近世には藩の遠見番所が置かれるなど、博多湾の玄関口に位置する離島です。一方、玄界灘に浮かぶ小呂島は、中世には海上交通の要所として、戦時中には陸海軍の要塞として重要な役割を果たしました。現在は八カタウツシの山笠行事も執り行われています。

第1章

福岡市の歴史文化の特徴

第 2 章

文化財の保存・活用に関する基本方針

本市は、2000 年以上前から現在まで、人とモノの交流を通じて、国内外の新しい文化を積極的に吸収し、その活力を都市の成長に結び付けて発展してきました。文化財は、このような本市特有の歴史文化を体現する「まちの DNA」であり、まちづくりの大切な「資源」です。

このような文化財を継承しながらまちづくりに活用していくため、「地域総がかり」での文化財の保存・活用に取り組むための基本方針を設定します。

2-1 基本的な考え方

(1) 文化財は「まちのDNA」

本市は、人とモノの交流を通じて新しい文化や価値観を積極的に受容し、その活力を都市の成長に結びつけることによって、2000年の間一貫してアジアの交流拠点都市として発展してきました。本市には、多種多様な文化財が数多く集積されていますが、これらはまさにこのような歴史文化を体現する「まちのDNA」であると言えます。

また、序章で述べたように、このような本市特有の都市発展の戦略は、今のまちづくりにも着実に受け継がれています（「序章」-「背景」-「●まちづくりに活きている私たちの歴史」）。この意味で、歴史文化を体現する文化財は、これからのまちづくりに活用していくことができます。

(2) 「地域総がかり」による文化財の保存・活用

これからの文化財の保存・活用は、本計画が法定された背景にあるとおり（「序章」-「背景」-「●文化財保護法の改正」）、行政が主体となるのではなく、市民や地域コミュニティ、文化財の所有者等、企業、大学等教育研究機関、関係有識者など、さまざまな人々を巻き込みながら取り組む必要があります。このための動機付けとして、歴史を紐解くことはいまの私たちを見つめなおし、未来の方向性を考えるうえで重要な行為であること、歴史の証である文化財はまちづくりや人々のウェルビーイングに役立つ大切な資源となり得ることを、文化財の保存・活用の担い手と共有することが大切です。文化財が単なる過去の産物ではなく、現在を生きる私たちの生活に関わる存在であることを広めることにより、文化財の保存・活用の担い手の幅を広げ、連携・協力を強化していきます。

(3) 持続可能な文化財の保存と活用

人口増加による都市化や大規模災害の頻発、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、本市の文化財をとりまく環境は変化しており、文化財の後継者は減少し、それを支える行政の資源も限られています（「序章」-「背景」-「●持続可能な開発目標（SDGs）の実践」）。

これを打開するためには、文化財の保存と活用を、バランスよく相互が後押ししながら円環的に連なっていく好循環を生み出すことが必要です。つまり、文化財を適切に「保存」することが活用の前提となり、最終的には文化財の活用でもたらされた人材や資金などが、文化財を保存する取組につながっていくことが、「持続可能な」これからの文化財の保存・活用の理想の在り方といえます。

2-2 本計画における基本方針

序章において記載したとおり、本市のまちづくりの基本である「福岡市総合計画（福岡市基本構想・第9次基本計画・第3次実施計画）」では、「海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市」を目指す都市像の1つとしています。

一方、文化財基本方針では、文化財を「知る」（調査研究）・「守る」（保存管理・修理復旧）・「活かす」（公開・観光振興・地域振興・学び教育）サイクルを構築することを基本方針に掲げ、今後本市が実施していくべき取組を示しています。

本計画では、上位計画である「福岡市総合計画」や文化財基本方針を踏まえ、福岡ならではの歴史文化と文化財を、大切な「まちのDNA」として、また、まちづくりの「資源」として、確実に未来へ継承しながら、「都市の活力ーまちに生きる人の誇り」「都市の魅力ーまちを訪れる人の感動」につなげる、総合的な文化財の保存・活用を目指します。

文化財の保存・活用を通じて

「福岡ならではの2000年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」を目指します。

地域の歴史文化を「継承」し、それを活用して都市の「活力」と「魅力」につなげていくことは、文化財の保存と活用を両立していく好循環ー持続可能な文化財の保存・活用の仕組みーをつくることです。

そして、この好循環をつくるために、歴史文化がまちづくりに関連するものであることを、文化財との関わりを通じて市民と共有することにより、文化財の保存・活用の担い手の幅を広げ、あらゆる人々の参画を促していきます。

歴史文化の「継承」

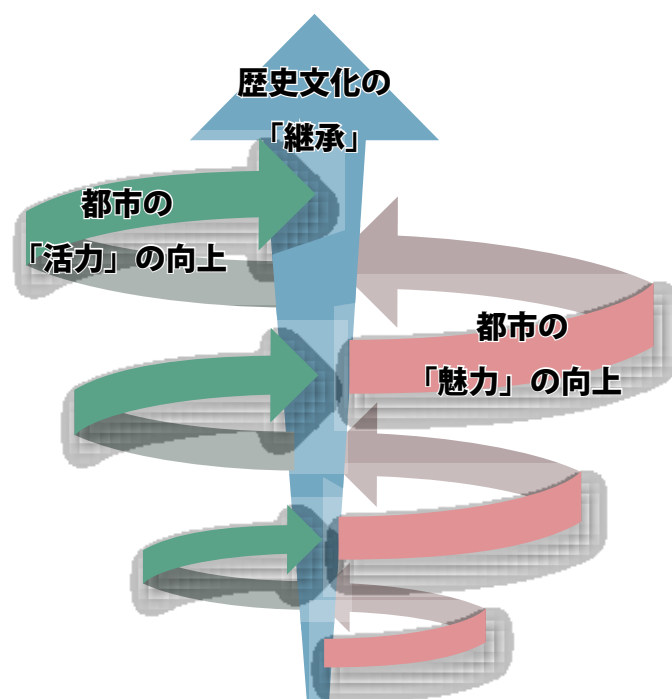
過去の事象の変遷と人々の営みである歴史文化は、今に連続しており、私たちの社会の土台をなすものです。歴史文化を学ぶことは、現在の状況を理解し、今後の方向性を考えるうえで重要な役割を果たします。歴史文化とそれを体現する文化財を、今の世代で失うことなく未来に「継承」することは、次の活用の前提として重要であるだけでなく、私たちの未来を創っていくことにもつながるのです。

都市の「活力 - まちに生きる人の誇り -」「魅力 - まちを訪れる人の感動 -」のさらなる向上

市民や地域コミュニティ、本市で活動する事業者など、多様な主体に対し、福岡ならではの歴史文化と文化財の魅力を発信し、自らの生活や事業の質の向上に、文化財を活用できることを広めていきます。これにより、文化財の保存・活用の担い手の幅を広げ、行政だけでは実現できない、文化財活用の新たな可能性の創出につなげていきます。

市民や地域コミュニティなど、「まちに生きる人」の間で、歴史文化や文化財に対する関心が高まると、地域に伝わる文化財の維持管理や継承、地域振興や生涯学習への利活用など、文化財が地域の「活力」を生むシーンの増加が期待できます。同時に、文化財の保存・活用への参画は、「まちに生きる人」が自分と地域の歴史文化とのつながりを再認識する機会となり、地域社会への「誇り」が醸成され、まちづくりへの意欲を高めます。

一方、本市で活動する事業者等の間に、福岡ならではの歴史文化や文化財がもつ資源としてのポテンシャルが認識されると、歴史文化や文化財の「魅力」が磨き上げられ、「まちを訪れる人の感動」を生むシーンの増加が期待できます。



第 3 章

文化財の保存・活用に関する実績と課題

本市の歴史文化を「継承」し、都市の「活力」と「魅力」のさらなる向上を見据えて、これまでの文化財の保存・活用に関する実績と課題を、調査研究・保存管理・修理復旧（歴史文化の「継承」）、地域振興・学び・教育（都市の「活力」向上）、そして公開・観光振興（都市の「魅力」向上）に分けて整理します。

3-1 歴史文化の継承に関する実績と課題

(1) 調査研究

【実績】

文化財の調査研究は、地域に埋もれている文化財を認知し価値を明らかにすることから、まちづくりの資源を創り出す重要な行為といえます。

本市では、昭和 44 (1969) 年に文化課が置かれたこと契機として、文化財所管部署による本格的な文化財把握調査が始まりました。現在に至るまで、文化財の価値を正確に把握するための文化財類型別の調査として、埋蔵文化財の発掘調査や遺跡の分布調査、市内寺社資料調査や無形・無形民俗文化財の記録など数多くの調査を行ってきました。これらの成果は、報告書や研究紀要、DVDとして発行され、その総数は2,000冊以上を数えます。加えて、博物館・美術館などの文化施設や市史編さん事業による資料収集や調査もさかんです。

文化庁が主導する近代化遺産や近代和風建築等の調査によって、新たな指定等文化財候補となりうる文化財の把握も行われています。また、文化財類型別の把握調査だけではなく、地域に残された多様な文化財を網羅的に把握して、文化財を総合的に保存・活用していくため、平成 22(2010)～平成 23(2011) 年度に市内全域を対象とした「福岡市内所在文化財悉皆調査」を実施しました。おおむね 50 年以上を経過している伝統的建造物（町家、寺社等）、伝統的工作物、伝統的祭礼、伝統的職業、保存樹を対象として、実際に町を歩いたり、関係者から聞き取りをしたりして、総合的な把握が行われました。



市内寺社資料調査（博多区・萬行寺）

【課題】

調査研究の課題①：調査を必要とする文化財への対応

いまだに調査が及んでいない多種多様な「もの」「ばしょ」「いとなみ」の価値を効率的・効果的に明らかにしていく調査を行うためには、計画的な調査が必要です。

調査研究の課題②：文化財の情報の共有

博物館・美術館・文化財活用部各課が扱う管理・蓄積してきた各文化財の情報は、十分に公開されていないため、多様な主体による情報共有がしづらく、文化財の保存・活用が進みにくい一因にもなっていると考えられます。

調査研究の課題③：調査成果の共有

調査成果をまとめた報告書等の内容は専門性が高く市民にわかりやすい内容でないため、調査によって明らかになった地域の文化財の価値を市民と共有しづらいという問題もあります。

(2) 保存管理に関する実績と課題

【実績】

文化財の指定や登録等による保護は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、福岡市文化財保護条例に基づいて行っており、令和3年4月現在、国・県・市合わせて423の指定等文化財があります。これらの指定等文化財については、日常的な管理について所有者からの相談に応じるとともに、伝統芸能や民俗芸能、風俗慣習などについては披露の場を設けたり補助金等を交付するなどして将来に継承していくための保存会活動への支援を行っています。このほか、防災や防犯に向けた取組として、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせた防火・防災の啓発や文化財所有者への定期的な連絡、文化財を守る防災設備の保守点検や整備に対する補助金交付にも取り組んでいます。

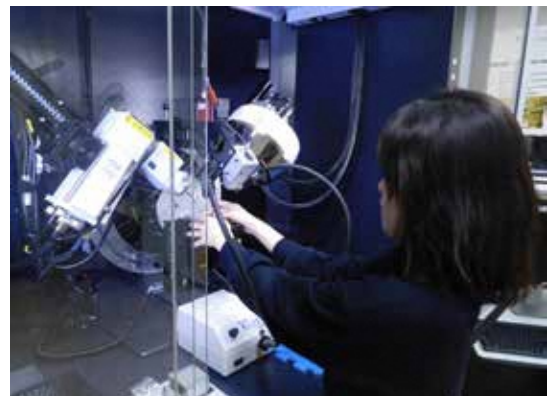
公有化した建造物や史跡では、市による日常的な管理を行うだけでなく、地域住民と共働での清掃活動など、市民と連携した取組もすすめています。

市が所有する美術工芸品や民俗文化財、埋蔵文化財などの動産文化財の保存管理については、博物館、美術館、埋蔵文化財センターといった施設を整備し、保存管理を進めてきました。これらの施設では、収蔵している文化財について、虫菌害や乾燥、露光、酸化などによる劣化を防ぐため、適切な保管環境を整えてきました。同時に、埋蔵文化財センターでは、遺跡から掘り出された脆弱な出土品に対し保存処理を施しています。

また、本市は、文化財の中でも特に埋蔵文化財（遺跡）の保護に早くから力をいれてきました。開発により遺跡が知られず失われることを防ぐため、遺跡の分布調査を行いその成果を周知し、遺跡の範囲内で行われる開発については事前協議を徹底し、開発が実施される場合はその前に記録保存の緊急発掘調査を実施してきました。令和2（2020）年度末までに市内で約2,700回の発掘調査を行い、その成果は発掘調査報告書だけでなく、博物館や埋蔵文化財センターの展示や史跡において公開しています。



市史跡 黒田家墓所清掃活動



埋蔵文化財センターでの出土品の科学分析

【課題】

保存管理の課題①：適切な保存・維持管理のための環境・体制づくり

文化財の保存・維持管理に関する課題としては、大きく文化財を収蔵する施設の更新、埋蔵文化財に関する発掘調査の円滑化、そして市内に点在する史跡の保存管理が挙げられます。

文化財を収蔵する施設としては、博物館や美術館の改修等が進められる一方、埋蔵文化財センターは設置から40年が経過し、施設・設備の老朽化や収蔵スペースの不足が課題となっています。施設・設備の更新等の検討には、ゼロカーボンへの配慮を検討する必要があります。

埋蔵文化財については、開発の事前に行う発掘調査の件数が多く、調査着手まで期間を要する場合もあり、円滑な調査の遂行を求める要望が少なくありません。

市内に所在する史跡は32件を数え、(うち本市が管理する史跡は20)、新たな指定や整備も進められています。適切な管理に必要な財源等の確保が課題です。

保存管理の課題②：定義の広がりに応じた文化財の指定・登録等

これまでは、文化財保護法に定義のある「文化財」を対象に、指定・登録を行ってきました。近年、法的な枠組みを超えて広がりつつある文化財の概念をふまえつつ、新たな指定、登録等に向けて考え方や方向性を整理し、保存を図っていく必要があります。

保存管理の課題③：防災・防犯への対応

大規模な自然災害の頻発化にともない、文化財保存の観点からも防災に対する関心が高まっています。加えて、近年では、大規模火災、盗難や人為的な毀損についての対策も重要となっています。

(3) 修理復旧

【実績】

指定等文化財については国・県・市が所有者に対し修理修復の費用を支援する制度があります。市内でも、自然災害による損壊や経年劣化に伴い、必要に応じて修理復旧を行っています。また、博物館、美術館、図書館、埋蔵文化財センターにおいても、収蔵資料の修理を行っています。



福岡城南丸多間櫓の修理

【課題】

修理復旧の課題①：修理復旧のための財源の確保

文化財の修理・復旧に関わる材料費や人件費高騰が影響し、文化財の修理・復旧にかかる費用は、所有者にとって大きな負担となっています。しかし、現状では、修理・復旧の費用を公的に支援できるのは、指定等文化財に限られています。文化財の修理・復旧に対する財源の確保が課題です。

修理復旧の課題②：修理技術の継承の危機

指定文化財の修理に対応することの多い修理業者等に比べて、より地域に密着した未指定の文化財や無形民俗文化財などの行事に用いられる用具を修理する「町医者」のような修理業者は少なく、後継者の不足により存続の危機に瀕しています。今後、地域の文化財を確実に継承していくためには、これらの業者が有する修理技術の維持向上が不可欠です。

3-2 都市の「活力 - まちに生きる人の誇り -」の向上に関する実績と課題

(1) 地域振興

【実績】

史跡を中心に、地域コミュニティとともに、歴史を活かしたイベントやにぎわいづくりに取り組んでいます。また、刊行物やウェブサイトで公開してきた文化財の情報を活用し、多くの地域コミュニティで、文化財を通して地域の魅力を発信するマップ作り等が行われています。また、西区まるごと博物館推進会による「西区の宝」の認定等、地域の文化財を独自に顕彰する事業では、郷土への愛着や誇りを高める取組が行われています。



板付弥生のムラ「田植え祭り」

【課題】

地域振興の課題①：福岡ならではの地域の歴史文化の価値と魅力の共有

地域の文化財を継承しながら地域の活力に結び付けていくためには、住民による文化財の保存・活用に関する活動を広げていくことが重要です。これには、地域の歴史文化の価値と魅力が、住民に共有されていることが前提となります。しかし、都市として成長を続ける本市においては、コミュニティの構成員の入れかわりが激しく、歴史文化に関する情報や価値観の共有、活動への理解に濃淡があり、一層の工夫や注力が必要です。

地域振興の課題②：地域に伝わる文化財の継承の危機

少子高齢化やコミュニティの変容に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大が、伝統行事・伝統工芸・伝統芸能等の継承に大きな影響を及ぼしています。本市を代表する博多どんたく港まつり（博多松囃子が起源）や博多祇園山笠行事でさえも、継承には行政の財政的な支援が必要な状況です。

また、市内各地には、50年以上を経過している伝統的建造物（町家や寺社等）、伝統的工物（石碑や門柱、塀など）等も存在していますが、老朽化により世代交代を機に更新されつつあります。

地域振興の課題③：地域コミュニティ活性化への貢献

地域に根差した文化財は、地域の歴史文化を物語る身近な文化財として住民の交流の核ともなりうるにもかかわらず、地域の主体的な保存・活用にはそれぞれ差があります。

地域に密着した文化財を活かして、これまで行われてきた地域主体の文化財を守り活かす活動を拡充してだけでなく、地域コミュニティの活性化をはかるため、ほかの地域にも広げていく必要があります。

(2) 学び・教育

【実績】

より多くの市民に、本市の歴史文化に関心を持ってもらうために、博物館、美術館、図書館、埋蔵文化財センターなどが学校現場や市民団体等と連携し、専門家による講演会などを開催してきました。また、小学社会のカリキュラムに対応した市史ブックレットの刊行や、多彩な体験講座やワークショップも開催し、子どもから大人までを対象とした学び・教育の機会を創出しています。



小・中学校への出前授業



市民向けの講座

【課題】

学び教育の課題①：歴史文化に親しむ機会の提供

学校教育におけるカリキュラムの変更等により、児童・生徒の文化財学習の機会は、従来に比べ減少傾向にあります。学校教育と連携し、SDGsの目標4「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に基いて、どのような環境にある子どもにも、文化財や地域の歴史に親しむ機会を保証していくことは、子どもの健全な成長や地域への愛着・誇りの醸成のために不可欠です。

また、生涯学習においてもウェルビーイングの観点から、文化財や歴史に親しむ機会の一層の充実が求められています。

3-3 都市の「魅力 - まちを訪れる人の感動 -」の向上に関する実績と課題

【実績】

文化財を資源として活かす方法として、文化財基本方針では、「公開」「観光振興」「地域振興」「学び・教育」の4つを想定しました。このうち文化財の「公開」はほかの3つの前提となる行為であり、文化財の価値や魅力を知ってもらうための機会ともいえます。

文化財の所有者等により、さまざまな公開活動が行われています。公有化した文化財建造物や史跡についても、周辺環境を含めた整備を行い、一般に開放しています。また、博物館、美術館、埋蔵文化財センター、図書館でも、展示・展覧会を開催し、文化財の公開に努めています。

また、本市では「福岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を定め、建造物について国または市の登録文化財となったものは、建築審査会の同意を得て、建築基準法の適用を除外する仕組みを設け、活用を図っています。

市内の主な公開活用施設

史跡等	国指定・元寇防塁（生の松原、今津地区等）	ガイドンス施設	板付遺跡弥生館	
	国指定・福岡城跡		金隈遺跡甕棺展示館	
	国指定・板付遺跡（板付弥生のムラ）		野方遺跡住居跡展示館	
	国指定・金隈遺跡		鴻臚館跡展示館	
	国指定・吉武高木遺跡（やよいの風公園）		福岡城・鴻臚館案内処 三の丸スクエア	
	国指定・野方遺跡		福岡城むかし探訪館	
	国指定・鴻臚館跡		福岡城跡堀石垣保存施設	
	国指定・今宿古墳群（大塚古墳等）		博多小学校石塁遺構展示室	
	県指定・宮崎安貞墓 附宮崎安貞書齋		博物館・展示施設	福岡市博物館
	市指定・平尾山荘			福岡市美術館
	市指定・東光院境内	福岡アジア美術館		
	市指定・梅林古墳	福岡市科学館		
	市指定・草場古墳群	福岡市総合図書館		
	市指定・福岡藩主黒田家墓所（崇福寺）	福岡市埋蔵文化財センター		
	市指定・友泉亭庭園	はかた伝統工芸館		
	国登録名勝・大濠公園	福岡市動植物園		
建造物	国指定・旧日本生命保険株式会社九州支店（福岡市赤煉瓦文化館）			
	国指定・旧福岡県公会堂貴賓館			
	市指定・旧三浦家住宅（「博多町家」ふるさと館）			

【課題】**公開の課題①：公開事業への集客**

本市の歴史文化の特徴とその資源性の周知には、文化財の公開が最適な機会です。しかし、これまで実施してきた文化財の公開への参加者は、歴史文化に比較的関心の高い層に限られる傾向にありました。福岡ならではの歴史文化をより多くの人々に知ってもらうためにも、今後は幅広い層をひきつける文化財の公開手法へ磨き上げていく必要があります。同時に、多様な人々がこれを共有できるインクルーシブな環境を整えなければなりません。

公開の課題②：史跡の整備の推進

市内には、福岡城跡・鴻臚館跡、元寇防塁、板付遺跡など32件の史跡がありますが、整備に着手できていない史跡や、既に整備が行われていても復元や情報発信の技術が進展する中で、新たな公開方法の検討が必要な史跡もあります。公開・活用が急がれる史跡の整備とその前提となる財源の確保が不可欠です。

さらなる史跡の公開・活用の進展が期待される一方、その財源の確保も課題となっています。

(2) 観光振興**【実績】**

福岡ならではの歴史文化を物語る文化財は、国籍や文化的背景を問わず人々をひきつける本市の魅力の1つとして、観光振興事業への活用を図ってきました。福岡城跡をはじめ、日本で唯一の史跡である鴻臚館跡や元寇防塁、国際交流拠点としての福岡の歴史を体現する博多旧市街などを中心に、様々な媒体を用いた多彩な情報発信や、文化財を活用したツアーや体験プログラムの開催、歴史的なスポットを巡るルートの整備、より質の高い文化財の解説を行う人材の育成などに取り組んできました。



福岡市観光案内ボランティアガイド

【課題】

文化財基本方針で挙げた課題に加えて、コロナ後の観光ニーズや動向を踏まえた、文化財の観光振興への活用が必要です。また、SDGsの目標8「働きがいも経済成長も」では、「雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進する」ための施策の立案・実施がターゲットとして掲げられています。

観光振興の課題①：文化財の観光への活用

個々の文化財を観光振興へ活用してだけでなく、地域の文化財を歴史文化のストーリーでつなぐことによって、地域の回遊性や魅力の向上につなげる必要があります。

観光振興の課題②：コロナ後の文化観光需要への対応

コロナ後に見込まれる、周縁観光地への分散や滞在型長期観光等への需要の変化、インバウンドの国構成の再編を前提として、文化財関連施設における多言語化も含めた受け入れ環境の整備が課題です。

観光振興の課題③：MICE 振興への文化財関連施設の積極的な活用

ユニークベニユーとしての文化財関連施設の活用は、美術館などを中心に、博物館や鴻臚館跡（国史跡）、福岡城南丸多聞櫓（国重要文化財）などにおいておこなわれてきました。日本や福岡の歴史文化を体現する空間として文化財関連施設をより積極的に活用するためには、受け入れ環境や条件の整備等に課題があります。

第4章

基本方針実現のための施策

前章で整理した実績と課題を踏まえ、基本方針「福岡ならではの2000年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」を実現するための施策を設定します。また、それらの施策のうち、特に力を入れて取り組むべき施策を「重点化」します。なお、財源については市費・県費・国費（文化財補助金や地方創生交付金等）の活用をはかることします。

4-1 基本的な考え方

本計画の第2章で掲げた、「福岡ならではの2000年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」の実現に向けて確実に実施していくべき施策を下の表にまとめました。

これらの施策は、第3章で整理した課題に対応しています。また、このうち、喫緊に解決すべき課題を解決するための施策や優先的に取り組むべき施策については（表★印）、「重点化」をはかり、さらに施策の内容を詳細に定めます。なお、その他の施策は経常の業務の中で確実に推進していくものとします。

(1) 歴史文化の「継承」に向けた施策の概要

文化財は、福岡ならではの歴史を物語る大切な証であり、文化財を資源としてまちづくりに活用していくためには文化財が良好な状態で保存されていることが前提となります。文化財を本市の大切な財産として、未来に「継承」していくために、計画年間内に下記のことに取り組みます。

まちなかに埋もれていて認知されていない文化財を掘り起こし、価値を定義して、その根拠となる情報を集めて整理・体系化し、本市の歴史文化の特徴をさらに豊かなものにする調査研究を推進します（施策1）。また、文化財に関心を持つ人を増やすため、その成果についてわかりやすく発信します（施策3）。

同時に、これまで蓄積してきた調査研究の成果を集約し、アクセスしやすい形にして公開します（施策2）。これは、地域の歴史を学びたい人や地域おこしに文化財を活用したい人への情報提供となるだけでなく（施策13・15）、災害対策（施策6）や公開（施策16）などの基礎資料ともなります。

このような学術的な調査によって価値が明らかとなった文化財については、所有者・管理者等の意思を尊重しながら指定・登録を行い、保存の措置や顕彰を推進します（施策5）。

また、指定文化財等については、所有者・管理者等とともに、自然災害や火災等に備えるための強靱化（レジリエンス）を進め（施策6：SDGs目標9）、被災や経年劣化に対しては、財源確保に工夫しながら修理復旧に取り組みます（SDGs目標11）。修理については、所有者・管理者等の意思を尊重しながら適宜公開し、文化財保護への理解を醸成します（施策8）。

行政が実施する文化財の保存・維持管理については、喫緊の課題に対応するため、ICTやゼロカーボンに配慮した技術の導入や、市民との共働をすすめながら、持続可能（サステナブル）な制度への刷新や強靱（レジリエント）な施設・設備の更新を行います（施策4：SDGs目標9・11）。

(2) 都市の「活力ーまちに生きる人の誇りー」に向けた施策の概要

新型コロナウイルス感染症拡大により分断が進んでいる社会において、感染症に対応しながら、地域に根差した文化財の保存・活用を通じて、地域の活性化と個人のウェルビーイングを促し、都市の「活力ーまちに生きる人の誇りー」の向上をはかるため、計画年間に下記のことに取り組みます。

地域に根差した文化財のうち、新型コロナウイルス感染拡大により最も大きな影響を受けている、祭りや行事（民俗芸能・風俗慣習）などの無形民俗文化財や伝統工芸などの無形文化財について、感染症対応力を強化しながらその公開・披露を支援します。また、歴史的建造物等についても、国や市の登録制度を利用して、所有者・管理者等が活用しながら継承していくことを支援します。これらの文化財の公開や披露、活用は、観光振興や地域のにぎわいだけでなく、地域に一体感をもたらし、コミュニティの機能維持にも役立ちます（施策 11：SDGs 目標 8・11）。

また、本市に豊富な史跡において、市民と連携しながらイベントや清掃活動等を実施します（施策 13・14）。これにより、地域の歴史や文化財を通じた住民同士の交流をつくります。同時に、地域の歴史や文化財に対する関心を高め、史跡の管理や活用に携わる担い手の育成にもつなげていきます。

さらに、本市の歴史文化の特徴やその魅力を市民と共有するために、地域の歴史文化や文化財に関する情報発信（施策 10）を強化し、学びの場を設けます（施策 15：SDGs 目標 4）。歴史文化がまちづくりに活かしていることや地域と自分とのつながりを知る機会を増やすことによって、地域への誇りと愛着を醸成します。同時に、文化財の保存・活用の担い手の幅を広げ、文化財の「継承」やさらなる都市の「活力ーまちに生きる人の誇りー」の向上への循環を図ります。

(3) 都市の「魅力ーまちを訪れる人の感動ー」に向けた施策の概要

新型コロナウイルス感染拡大が収束した後の観光ニーズや動向を踏まえながら、本市固有の歴史文化と文化財を文化観光に活かすことによって、都市の「魅力ー訪れる人の感動ー」を向上させるため、計画期間内に下記のことに取り組みます。

文化観光資源として文化財を磨き上げることを目的として、福岡城跡・鴻臚館跡、元寇防塁箱崎地区等の史跡について、魅力ある整備を進めます（施策 17：SDGs8・9）。また、博物館をリニューアルすることにより、交流拠点機能・感染症対応機能を強化し、本市の歴史文化の特徴を世界に発信できる展示へと刷新します（施策 16：SDGs8・9）。さらに、文化財関連施設をユニークベニュー活用できる施設として、MICE 受け入れの環境を整備します（施策 20・SDGs8・9）。これら文化財や関連施設等は、公共施設として安全かつ強靱（レジリエント）であり、すべての人が利用しやすい包摂的（インクルーシブ）な環境を整える必要があります。整備にあたっては、脱炭素社会の実現に配慮した資材や技術等を使用します。

同時に、企画展や体験プログラムなどの文化財の公開への集客力を高めるため、博物館を中心とした一体的な展開などを進めます（施策16）。また、文化財が多く集積し、本市の歴史文化の特徴をわかりやすく味わうことのできる博多旧市街を中心に、文化観光の振興に文化財を積極的に活用していきます（施策18・SDGs8）。

文化観光を通じて、本市の歴史文化の特徴が現在のまちの成長戦略に活かされていることを知ることは、訪れる人にとって旅行をさらに印象深いものとしします。

次頁に、各施策の具体的な内容を記述します。

[調査研究]	① 調査を必要とする文化財への対応	施策1	戦略的な調査研究の推進★
	② 文化財の情報の共有	施策2	文化財の情報の整理・公開★
	③ 調査研究成果の共有	施策3	調査研究成果の情報発信
[保存管理]	① 保存・維持管理のための環境・体制づくり	施策4	適切かつ持続可能な文化財の保存・維持管理★
	② 定義の広がりに応じた指定・登録等	施策5	指定・登録等の推進
	③ 防災・防犯への対応	施策6	防災対策の強化★
[修理復旧]	① 修理復旧のための財源の確保	施策8	所有者による修理復旧への支援拡充★
	② 修理技術の継承の危機	施策9	修理技術等の情報収集
[地域振興]	① 地域の歴史文化の価値と魅力の共有	施策10	2000年都市が育んだ歴史文化の価値・魅力の発信★
	② 地域に伝わる文化財の継承の危機	施策11	地域に根差した伝統文化の継承支援
	③ 地域コミュニティ活性化への貢献	施策12	地域活動の連携体制の強化
[学び教育]	① 歴史文化に親しむ機会の提供	施策13	文化財を核とした世代間交流の促進★
		施策14	地域と共働した文化財の保存管理
[公 開]	① 公開事業への集客	施策15	地域の文化財を活かした多様な学びの場の提供★
	② 史跡の整備の推進	施策16	多様な人々をひきつける文化財の公開★
[観光復興]	① 文化財の観光への活用	施策17	魅力的な史跡整備の推進★
	② コロナ後の文化観光需要への対応	施策18	文化財の資源化と文化観光・地域観光への活用推進★
	③ MICE 復興への文化財関連施設の積極的活用	施策19	ターゲットに応じた受け入れ環境の整備
		施策20	文化関連施設の MICE の受け入れ環境の整備★

4-2 歴史文化の「継承」に向けた施策

施策1：戦略的な調査研究の推進

⇒対応する課題：調査研究の課題①「調査を必要とする文化財への対応」

歴史文化の継承だけではなく、都市の活力や魅力の向上への展開を見据え、文化財の戦略的な調査研究と研究成果の整理、活用に取り組みます。

【施策1の重点化】

調査が及んでいない文化財が多様にあるなかで、寺社が所蔵する資料を対象とする調査を重点化します。寺社には中近世を中心としたさまざまな種類の文化財が多く集積されている一方で、収蔵環境等に困難を抱え、文化財が危機に瀕している場合もあるからです。

●寺社資料調査と調査成果の活用

調査成果を施策15・16・17・18等の施策につなげることを見据えて、寺社を対象として資料調査を実施します。調査の結果、明らかとなった文化財の価値や魅力を、地域との関係性を重視しながら市民にわかりやすく周知します。また、施策の推進にあたっては、関連主体との密接な連携の下、専門的知識を有する大学等教育研究機関と連携します。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R4	R5	R6	R7	R8	R9
所有者 文化財活用課	博物館 美術館 大学等教育研究機関	始まる 脈わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

施策2：文化財の情報の整理・公開

⇒対応する課題：調査研究の課題②「文化財の情報の共有」

調査研究の成果や管理する文化財の情報は、可能な限り集約し、積極的に公開します。

【施策2の重点化】

文化財の保存・活用に市民とともに取り組むためには、基本となる文化財の情報を、市民が簡単に入手できる環境を整えることが重要です。したがって、これまで個別に行われてきた調査研究成果や管理する文化財の情報を可能な限り一元管理し公開する施策に優先的に取り組みます。

●文化財データベースの構築・公開

紙媒体の資料については順次データ化しながら、文化財の情報を統一的なプラットフォームに集約し、文化財情報データベースを構築します。文化財の所有者への配慮等、公開や利用に関するルールを十分検討した上で、データベースを公開します。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
美術館 文化財活用課 埋蔵文化財課 埋蔵文化財センター	博物館	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

施策 3：調査研究成果の情報発信

⇒対応する課題：調査研究の課題③「調査研究成果の共有」

発掘調査や文化財調査の公開や展覧会、広報誌やHP、SNS等のさまざまな機会をとらえて、調査研究成果を積極的に発信し、調査した文化財の価値を市民に周知していきます。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
文化財活用課 史跡整備活用課 埋蔵文化財課 埋蔵文化財センター 博物館 美術館	所有者	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

施策 4：適切かつ持続可能な文化財の保存・維持管理

⇒対応する課題：保存管理の課題①「保存・維持管理のための環境・体制づくり」

時間の経過や社会の変化とともに変容していく文化財を将来に継承していくため、市民とともに、適切かつ持続可能な保存・維持管理に取り組みます。

【施策 4 の重点化】

文化財の保存・維持管理の課題は多岐にわたりますが、要望を受けることの多い課題や、喫緊の課題について、重点化します。

●円滑な発掘調査の推進

本市ではこれまで約40年間にわたって、開発の事前に遺跡を記録保存するための発掘調査を、市が直営で実施してきました。しかし、開発事業と発掘調査の件数が多いため、調査の遅延が生じており、円滑な記録保存の遂行を求める要望が少なくありません。

今後は、開発事業に伴う発掘調査について、速やかに調査に着手できるよう、体制の見直しを行い、調査にかかる庶務・事務の効率化を図ります。また、遺跡の情報の記録作成にデジタル技術を積極的に導入し、発掘調査に要する期間の短縮を目指します。

取組 主体	関連 主体	ストーリー	財源	期間					
				R4	R5	R6	R7	R8	R9
埋蔵文化財課	文化財活用課	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

●史跡の適正管理

これまで、開発から遺跡を守る取り組みに力を入れ、発見された重要な遺跡については適宜史跡に指定するなどして保存をしてきた成果として、本市には貴重な史跡が多く保存されています。これらの史跡のうち半数以上が市または国の所有となっており、本市が管理を行っていますが、適正な管理に必要な財源の確保が課題となっています。今後は、それぞれの史跡の整備や活用に応じた管理の在り方を検討し、必要な財源の確保に努め、適正な管理を推進します。あわせて、地域住民とともに史跡の管理を行う活動を継続し、拡充していきます（施策14）。

取組 主体	関連 主体	ストーリー	財源	期間					
				R4	R5	R6	R7	R8	R9
文化財活用課	史跡整備活用課	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

●埋蔵文化財センターの再整備

埋蔵文化財センターは、市内の遺跡から掘り出された出土品と発掘調査の記録類について、収蔵・管理しながら適切な保存処理を施し、これらを活用する施設です。しかし、設置から40年が経過し、収蔵スペースの不足や施設・設備の老朽化などの課題を抱えています。

これらの課題を解決するにあたり、発掘調査の成果（出土品・記録類）をどのように還元していくのか、次代の社会において果たすべき役割を見極め、埋蔵文化財センターの再整備に取り組みます。なお、施設・設備の更新等の検討には、カーボンニュートラルの考え方を前提とします。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
埋蔵文化財センター 埋蔵文化財課	文化財活用課 史跡整備活用課	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

●文化財等を適正に保管する環境の確保

博物館等に収蔵されている文化財は、その材質や状態に合わせて、温度や湿度を調整し管理された空間で保管することが基本です。本市の文化財を収蔵する施設である、美術館（昭和 54（1979）年開館）、博物館（平成 2（1990）年開館）、アジア美術館（平成 11（1999）年開館）、埋蔵文化財センター（昭和 57（1982）年開館）は、開館から 20 年～ 40 年を経過し、寄贈や寄託、購入等により増加した収蔵資料を適正に管理する空間が不足する事態となっています。

これからも美術館・博物館の活動を継続し、収集した文化財を将来にわたって公開・活用していくために、それらを適正に保管できる環境を確保していきます。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
美術館 博物館 アジア美術館 埋蔵文化財センター	-	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

施策 5：指定・登録等の推進

⇒対応する課題：保存管理の課題②「定義の広がりに応じた指定・登録等」

文化財としての「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」について、所有者・管理者の意思を尊重しながら、文化財の指定・登録制度等の運用推進に取り組み、適切な保存・維持管理を効率的・重点的に進めます。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
文化財活用課	博物館 所有者 有識者	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

施策 6：災害対策の強化

⇒対応する課題：保存管理の課題③「防災・防犯への対応」

「もの」・「ばしょ」の文化財を、豪雨や台風、地震等といった自然災害、また、落書きや盗難等によるき損や滅失から守るための対策を強化します。また、被害を受けた後の支援にも取り組みます。

【施策6の重点化】

国内外で相次いだ火災による文化財や文化財関係施設の損傷が報じられ、特に建造物に対する防火対策に関心が高まっています。また、全国的に梅雨や台風等による豪雨災害が毎年頻発するようになり、洪水をはじめとする自然災害への対応も速やかに対処すべき重要な課題です。これを踏まえ、指定をうけた建造物の防火対策の強化、および、災害発生時の対応マニュアルの作成を重点化します。

●指定をうけた建造物の防火対策強化

本市が所有する国・県・市指定文化財建造物が集積する福岡城跡の価値を構成する歴史的建造物の防火対策を見直し、必要な防火設備を整備します。並行して、民間が所有する建造物の防火設備整備やその保守点検を支援します。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間						
				R4	R5	R6	R7	R8	R9	
所有者 文化財活用課	-	繋がる	市費 県費 国費							

●災害発生時の対応マニュアルの策定

「福岡市地域強靱化計画」を踏まえ、復旧復興期における文化財や文化財関連施設等にかかる対応マニュアルを策定します。文化財等の被災状況の確認と保護、修理復旧のための道筋を具体化し、文化財所有者や関係機関等との連携体制を構築していきます。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間						
				R4	R5	R6	R7	R8	R9	
博物館 美術館 文化財活用課 埋蔵文化財課 埋蔵文化財センター	史跡整備活用課	繋がる	市費 県費 国費							

施策 7：防災・防犯意識の啓発・向上

⇒対応する課題：保存管理の課題④「防災・防犯への対応」

消防訓練の実施体制の構築や文化財防火デーに合わせた防火・防災の啓発、文化財所有者との緊密な連絡体制の構築に取り組みます。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
文化財活用課	所有者 防災●●課	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

施策 8：所有者による修理復旧への支援拡充

⇒対応する課題：修理復旧の課題①「修理復旧のための財源の確保」

経年劣化や災害によって破損した文化財について、財源の確保に取り組み、適切な手法による修理復旧をすすめます。

【施策 8 の重点化】

経年劣化や災害によって破損した文化財を修理復旧せずに放置することは、本市の大切な財源を失うことを意味します。多くの所有者が修理復旧費用の捻出に困難を抱えるなか、財源の確保を支援し速やかな修理復旧を促すことが必要です。

また、行政が所有者に対して行う補助の財源や所有者自身が準備する財源の確保には、市民の理解と支援が不可欠です。したがって、修理事業の公開・情報発信等を通じた文化財保護への理解醸成についても重点的に取り組みます。

●修理復旧のための財源確保

本市の歴史文化を体現する文化財を財産として次の世代に確実に継承していくために、行政は指定文化財の修理復旧を支援するための財源の確保につとめます。また、修理復旧費用の負担が大きい所有者に対し、企業等が提供する助成金やクラウドファンディング、情報発信による寄付の募集など、さまざまな財源の活用を提案し、その利用を支援していきます。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
文化財活用課	博物館 美術館	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

●修理復旧の公開・情報発信による文化財保護への理解醸成

修理の財源に公的な支援が行われることに対する説明責任の観点から、近年補助金等の交付の際に修理事業やその成果の公開を求められることも多くなりつつあります。

今後は、文化財の修理の現場やその成果を積極的に市民に公開・情報発信することにより、地域に伝わる文化財への関心を高め、文化財を守り伝える所有者の尽力等についての理解を促進し、文化財の修理復旧や維持管理の費用の確保へつなげます。また、こうした機会を通じて生じた所有者と住民のつながりが、文化財の活用や地域コミュニティの活性化へ展開していくことも期待できます。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R4	R5	R6	R7	R8	R9
所有者 文化財活用課	博物館 美術館	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

施策 9：修理技術等の情報収集

⇒対応する課題：修理復旧の課題②「修理技術の継承の危機」

関連機関や専門家等との連携を図り、修理技術等の情報を継続して収集し、必要な所有者に提供します。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R4	R5	R6	R7	R8	R9
博物館 美術館	福岡県 有識者	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

4-4 都市の「活力」向上に向けた施策

施策 10：2000 年都市が育んだ歴史文化の価値・魅力の発信

⇒対応する課題：地域振興の課題①「地域の歴史文化の価値と魅力の共有」

地域への愛着や誇りの醸成を目指し、地域の歴史文化や文化財の価値・魅力を市民とともに発信します。同時に、本市ならではの歴史文化がまちづくりに活きていることを広く市民に周知し、文化財の保存・活用の担い手の育成につなげていきます。

【施策 10 の重点化】

2000 年もの間交流拠点都市として発展してきた本市の歴史文化は、現在のまちづくりに活かされています。これからさらに、福岡ならではの歴史文化を都市の活力と魅力の向上につなげていくためには、市民や本市で活動する人々の間に、その価値と魅力だけでなく、文化財をまちづくりに活かすことができるという認識を普及・定着させることが重要です。また、一人一人が地域の歴史文化を知る体験は、過去と現在、あるいは過去と自分とのつながりを理解することでもあり、郷土愛の醸成を促します。

このような考え方に立ち、市民のまちづくりへの関心を高め、都市の「活力」につなげるため、福岡ならではの歴史文化の価値や魅力を情報発信する事業を重点化します。

● 2000 年都市が育んだ歴史文化の価値・魅力の発信

本市の歴史を総合的に体系化し、本市の発展の指針とすることを目的とする市史編さん事業について、その成果をビジュアルにわかりやすくまとめ、小冊子『新修福岡市史ブックレットシリーズ』として刊行します。これを販売するだけでなく、公民館や学校等に配布・設置することにより、市史編さん事業の成果である本市の体系的な歴史について、市民に普及を図ります。

並行して、多様な手段を駆使して、情報の受け取り手の視点にたち、わかりやすい表現を用いた情報発信をすすめます。

取組 主体	関連 主体	ストーリー	財源	期間					
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
博物館 文化財活用課 史跡整備活用課 埋蔵文化財課 埋蔵文化財センター	地域観光推進課	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

施策 11：地域に根差した伝統文化の継承支援

⇒対応する課題：地域振興の課題②「地域に伝わる文化財の継承の危機」

公開や記録作成等を通じて、地域に伝わる「もの」や「いとなみ」を守り、次世代への継承を図ります。

【施策 11 の重点化】

地域に根差した文化財のうち、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により大きな影響を受けている伝統行事や伝統芸能、伝統工芸について（第3章第2節）、重点的に継承の支援を行います。

また、築50年を経過した建造物等も、所有者の世代交代や建て替え更新時期を迎え、近年失われるものが増えており、優先的に対策を講じます。

●祭り継承支援事業

博多松囃子（重要無形民俗文化財）から発展した博多どんたく港まつりと博多祇園山笠行事（重要無形民俗文化財・ユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に「山・鉦・屋台行事」として登録）は、市民の誰もが知っている本市の代表的な祭りであるとともに、全国的にも著名な祭りとして本市にもたらず経済的な効果も大きい文化財です。ところが、このように集客力の高い祭りであるにも関わらず、担い手の財源不足は深刻な課題となっています。

これを解決していくために、情報発信や祭りの実施を通じて担い手が財源を確保できる仕組みにより、持続的な継承を支援します。

具体的には、福岡に来て実際に祭りが見たくなるような、国内外への魅力発信等を通じた、担い手が収益を祭りの財源とすることのできる仕組みを構築します。さらに、運営や観光客向け情報発信・財源確保をデジタル化した「祭りシステム」を構築し、まずは博多どんたく港まつりに導入します。最終的には、こうした地域の伝統行事を継承しながら都市の活力と魅力を向上させていく仕組みを、全国各地のほかの祭りに展開させ、本市のプレゼンス向上を図ります。

取組 主体	関連 主体	ストーリー	財源	期間					
				R4	R5	R6	R7	R8	R9
まつり振興課 福岡市民の祭り振興会 博多祇園山笠振興会	-	繋がる	市費 国費						

●地域の祭り・行事の公開支援

少子高齢化による慢性的な担い手不足に重なって、新型コロナウイルス感染症の拡大により地域の祭り・行事（無形民俗文化財・無形文化財）が中止・縮小したため、新たな担い手や祭りに携わる人々は貴重な継承の機会を失っています。また、地域の祭り・行事は、世代を超えた地域住民が顔を合わせる重要な機会となっており、地域コミュニティの弱体化にもつながります。

地域の歴史文化を継承し、地域コミュニティの機能を維持・活性化するために、地域の祭り・行事の継承を支援します。今後は、これらの文化財の継承の機会である公開や披露に対し、財政的な支援を継続するだけでなく、自主財源を確保するためのさまざまな手法について、積極的な助言を行っていきます。同時に「(仮)福岡市伝統芸能公演」を定期的に開催し、地域の祭り・行事の公開・披露の機会を設けます。これに、地域住民の参加・観覧を促し、伝統的な祭り・行事の継承に対する理解の醸成や未来の担い手の育成と、地域コミュニティの機能維持と活性化につなげます。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
福岡市文化財活性化 実行委員会 文化財活用課	博物館	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

●伝統工芸の継承支援

生活様式の変化により、伝統工芸（無形文化財）は、販路の縮小とともに地域における「いとなみ」としてのプレゼンスも縮小の一途をたどってきました。

現代社会において、本市の歴史文化を反映する伝統工芸を確かな「いとなみ」の1つとして残していくために、現代の生活様式に調和した新商品の開発やPRを支援し、販路の拡大をはかっていきます。これと並行して、博物館や埋蔵文化財センター等に蓄積された知識や文化財等を利用し、公民館や学校等で実演や体験教室を実施し、工芸品の認知度の向上をはかり、伝統工芸の継承に対する理解の醸成と後継者育成に繋げていきます。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
地域産業支援課 はかた伝統工芸館	保有者等 博物館	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

●歴史的建造物の登録の推進と公開支援

市内には、箱崎をはじめとする各所に、築50年を超える建造物（町家や寺社など）や工作物（石碑や門柱、塀など）が、地域の近代史を伝える存在として残されています。しかし、老朽化により所有者の世代交代を機に更新され、文化財としての価値評価を受けないまま失われるものもあります。

これらの文化財を未来に継承していくために、国と市の登録制度を積極的に活用します。所有者に対し、修理や活用等に対する国庫補助の活用を含めた助言等を行い、所有者に配慮しながら保存につなげていきます。また、所有者が行う公開事業等の広報への協力や登録文化財所有者同士が情報交換できる場を設けるなど、保存と活用の好循環の構築を目指します。

取組 主体	関連 主体	ストーリー	財源	期間					
				R4	R5	R6	R7	R8	R9
文化財活用課 所有者	-	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

施策12：地域活動との連携体制の整備

⇒対応する課題：地域振興の課題③「地域コミュニティ活性化への貢献」

地域に根差した文化財の継承や保存管理、活用にかかわる地域住民との定期的な連絡を継続・拡充し、施策13、14の推進を支援します。

取組 主体	関連 主体	ストーリー	財源	期間					
				R4	R5	R6	R7	R8	R9
史跡整備活用課 文化財活用課	関係団体 各区企画振興課等	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

施策13：文化財を核とした世代間交流の促進

⇒対応する課題：地域振興の課題②「地域コミュニティ活性化への貢献」

史跡等を中心に、関連する地域に密着した文化財を活かした地域密着型のイベント等を実施することにより、世代を超えた交流や地域の歴史文化の共通理解を通じた一体感を醸成し、地域コミュニティの活性化を図ります。

【施策13の重点化】

地域に根差した文化財のうち、史跡は市民の身近にあり、訪れやすい文化財の1つです。史跡を核としてイベント等を実施することにより、地域住民が交流する機会を設け、地域の歴史文化への理解を通じて一体感を醸成する施策に力を入れて取り組みます。

●史跡を核とした世代間交流の促進

史跡は、地域の歴史文化を物語る、市民が訪れやすい身近な文化財です。このような地域に根差した文化財である史跡の長所を活かし、過去の人々のいとなみや地域の歴史文化を臨場感をもって学ぶことができる体験プログラムを、地域のイベントなどと組み合わせることで、幅広い世代の地域住民の参加を促します。あわせて、史跡やそれに関する遺跡から発見された出土品等の公開も行い、史跡の価値を体感できるよう工夫します。

将来的には、これらの体験プログラムや出土品の公開を、地域住民とともに実施していくことにより、住民同士の交流の機会を増やし、地域コミュニティの活性化を図ります。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
史跡整備活用課 埋蔵文化財センター	-	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

施策 14：地域と共働した文化財の保存管理

⇒対応する課題：地域振興の課題③「地域コミュニティ活性化への貢献」

地域住民とともに史跡等の文化財の清掃活動などを行うことによって、地域の歴史文化への理解を促し、地域への愛着の醸成につなげます。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
史跡整備活用課	関係団体	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

施策 15：地域の文化財を活かした多様な学びの場の提供

⇒対応する課題：学び教育の課題①「歴史文化に親しむ機会の提供」

ふるさとへの愛着や誇りをはぐくむため、学校教育の一環として、子どもたちが文化財や歴史文化に親しむ機会を拡充していきます。また、高齢者や障がい者を含む多様な市民が参加できる環境を整え、歴史文化に関する生涯学習の充実に取り組みます。

【施策 15 の重点化】

歴史を学ぶことは、現在を理解し、よりよい未来を考えるために役立ちます。また、地域の歴史文化に対する理解を深めることは、ふるさとへの愛着を育み、その未来を考える力につながります。

文化財を活用して地域の歴史文化にふれる機会を、幅広い世代の多様な人々、とくに子どもたちに提供していく施策を重点化し、将来のまちづくりをこれから担っていく人材の育成につなげます。

●地域の文化財を活かした多様な学びの場の提供

博物館と埋蔵文化財センターが実施する小学校や公民館への出前授業について、それぞれの長所を活かしながら統合し拡充することにより、受講者数を増やします。具体的には、これまで活用してきた出土品や複製品に加えて、民俗資料や美術工芸品、文書などの情報も素材とすることにより、新たなメニューづくりに取り組むだけでなく、さらに地域に根差した授業内容に充実させます。また、博物館や埋蔵文化財センターがそれぞれ培ってきた高齢者や障がい者への体験プログラムの実績も共有することにより、多様な主体への適切かつ効果的なアプローチについても研究していきます。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
博物館 埋蔵文化財センター	-	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

4-4 都市の「魅力」向上に向けた施策

施策 16：多様な人々をひきつける文化財の公開

⇒対応する課題：公開の課題①「公開事業への集客」

文化財の本物としての価値や特性に応じて効果的な公開方法を取り入れ、多様な人々が文化財の楽しむことのできる公開活用の機会を拡充します。

【施策 16 の重点化】

文化財の公開は、文化財の価値や魅力について、多くの人々に知ってもらうための機会です。また、市民が文化財の保存・活用へ参加する入り口ともなり得る重要な機会です。

もあります。したがって、公開事業の実施においては、集客力に加えて、参加者にとって楽しい思い出となり再訪や次への参加意欲につながることも大切です。

これを踏まえると、市民の認知度も高くアクセスも良い博物館を核として、文化財を一体的に公開していきます。同時に、開館から30年を経た博物館について、リニューアル事業を重点化します。

●博物館を核とした文化財の公開促進

公開への集客力を高めるため、博物館を中心に、埋蔵文化財センターや文化財所管関係課が連携して、企画展や体験プログラム等を一体的に展開します。参加者の満足度の向上と次の機会への参加意欲につながる公開を目指します。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R4	R5	R6	R7	R8	R9
博物館 埋蔵文化財センター 史跡整備活用課 文化財活用課 埋蔵文化財課	-	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 県費 国費						

●博物館リニューアル事業

福岡の歴史文化を知るための玄関口である博物館について、「2000年のゲートウェイ都市」を世界に発信するミュージアムを目指し、大規模なリニューアルを推進します。開館から30年超を経て老朽化した施設・設備は、MICEレセプション等へ活用しやすいロビー等の改修をはじめ、交流・にぎわい拠点としての機能向上を図ります。同時に展示についても、2000年以上多様な文化と交流しながら進化してきた福岡ならではの歴史文化が、現在の本市に結実し、未来へつながっていくストーリーをみせる展示へと刷新します。

なお、事業は、脱炭素社会実現への配慮がなされた技術を導入して実施するものとします。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R4	R5	R6	R7	R8	R9
博物館	-	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 県費 国費						

施策 17：魅力的な史跡整備の促進

⇒対応する課題：公開の課題②「史跡の整備の推進」

史跡の特色を活かし、過去にそこで行われていた人々の「いとなみ」を体感できるような、魅力ある史跡の整備に取り組みます。また、文化庁や内閣府などの国庫補助金や基金制度などを活用し、史跡整備にかかる財源の確保に取り組みます。

【施策 17 の重点化】

訪れた人が、過去にそこで行われた人々の「いとなみ」を体感し、地域の歴史文化を理解できる魅力的な史跡整備を推進します。

●福岡城・鴻臚館跡・箱崎地区元寇防塁等の整備の推進

整備基本計画に基づき、福岡城跡では櫓の復元や石垣等の修理、鴻臚館跡では展示の改修等をすすめて、アジアに開かれた国際交流拠点としての歴史文化が伝わる魅力的な整備を推進します。同時に、南丸多聞櫓の公開や活用の促進、市民とともに建造物や石垣等を清掃する活動「福岡城御掃除之者大作戦」、民間事業者と共働して復元・アレンジした鴻臚館の「古代おもてなし料理」を活用した自走化支援など、公開・活用事業についても力を入れ、福岡城跡と鴻臚館跡の資源としての活用方策を例示し、多方面による活用を促します。ハード面・ソフト面から史跡にかかわる事業を展開することにより、これらの史跡を本市を代表する観光資源として磨き上げていきます。

また、元寇防塁箱崎地区では、訪れた人が、当時の出来事に思いを馳せることのできるような魅力ある整備を行い、九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりに貢献していきます。

一方、板付遺跡のガイダンス施設である弥生館は、2022（令和4）年に開館から35年を迎えることから、長期保全計画に基づき施設設備を更新して長寿命化をはかるだけでなく、展示も刷新します。弥生館には手に取って観察できる復元品が多数展示されており、これまで障がいのある人を含めて子どもから高齢者まで多様な人々に好評を得てきました。展示の更新に際してはユニバーサルデザインへの配慮を行い、魅力の再構築を図ります。

なお、以上の史跡整備に際しては、SDGs 目標 11「住み続けられるまちづくりを」に資するため、あらゆる人が利用しやすく、安全で強靱な環境づくりに務め、カーボンニュートラルに配慮した手法を採用します。

取組 主体	関連 主体	ストーリー	財源	期間					
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
史跡整備活用課	埋蔵文化財センター	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費 福岡城整備基金						

●史跡と関連する遺跡および出土品の活用

博多遺跡群は、本市の歴史文化を象徴するストーリー「賑わう」に記載のとおり（第1章第3節）、鴻臚館跡から交易の拠点が移った平安時代の終わり頃から江戸時代に至るまで、日本における国際貿易の拠点として繁栄した都市遺跡です。現在もアジアの交流拠点都市として発展する、福岡のまちの前身ともいえます。

このような歴史的な価値を背景として、平成29（2017）年には、博多遺跡群から発掘調査で発見された出土品が国の重要文化財に指定されました。さらに令和元（2019）年には、博多遺跡群の範囲に位置する旧冷泉小学校跡地において、鴻臚館跡から交易の拠点が移った直後のものと考えられる港の護岸跡が発掘調査により発見され、宋の商人による貿易活動を証するものとして評価されています。

鴻臚館跡と博多遺跡群のように、今後は、史跡だけでなく、史跡に関連する遺跡や出土品を組み合わせ、史跡の魅力や資源性を高めたうえで公開・活用していくことにより、史跡の公開・活用の幅を広げていきます。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間						
				R4	R5	R6	R7	R8	R9	
史跡整備活用課	埋蔵文化財センター 博物館	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費							

施策18：文化財の資源化と文化観光・地域観光への活用推進

⇒対応する課題：観光振興の課題①「文化財の観光活用」

文化財を観光に活用するために市内各地域で受け継がれてきた歴史文化をわかりやすいストーリーにまとめ、それを体現する文化財群の情報を集積し、専門性の高い文化財の情報をわかりやすい解説に置き換えます（文化財の資源化）。

【施策19の重点化】

国は、観光振興と地域の活性化に文化振興を活用し、そこで生じた経済効果を文化振興に再投資する好循環を創出しようと、令和2年5月に文化観光推進法を策定し、法の主旨に沿った施策の支援をスタートしました。

また、本市は、近年、観光振興所管部署が、旧博多部や志賀島、北崎などのエリアを中心に、博多旧市街プロジェクトやFukuoka East & West Coast プロジェクトなど展開し、来訪者に地域を周遊してもらうことによって地域の経済を振興することを意図した観光施策に力を入れています。

このような背景があることから、文化財を観光振興に活用していくための施策として、まず、国が推奨する文化観光と本市が推進するエリア観光の担い手のニーズを踏まえ、文化財情報を使いやすく資源化し、文化財の観光振興への活用を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともない、周辺地域への教育旅行に対

して注目が高まっています。教育旅行は、「文化観光」の定義にも関わりの深い観光であり、文化財が観光振興に資する最適な機会と言えることから、今後とくに力をいれて取り組みます。

●文化財の資源化と文化観光・地域観光への活用推進

文化財を観光振興に活用していくために、市内各地域で受け継がれてきた歴史文化をわかりやすいストーリーとし、それを体現する文化財群の情報を集積し、専門性の高い文化財情報をニーズに応じてわかりやすくアレンジします（文化財の資源化）。これを観光事業者等に提供し連携をはかりながら、文化財の活用をすすめます。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
文化財活用課 史跡整備活用課 博物館	地域観光推進課	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

●文化財関連施設における教育旅行受け入れの推進

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、教育旅行の在り方が変化し、地域の歴史文化を学ぶことができる文化財関連施設に対するニーズが高まっています。今後は、観光関連団体等が行う教育旅行誘致活動とも連携しながら、福岡ならではの歴史文化を楽しく学ぶことのできる体験プログラム等を工夫し、文化財関連施設における教育旅行の受け入れを推進します。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間					
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
文化財活用課 博物館 埋蔵文化財センター	地域観光推進課	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費						

施策 19：ターゲットに応じた受け入れ環境の整備

⇒対応する課題：観光振興の課題②「コロナ後の文化観光需要への対応」

コロナ後に予測されるインバウンドの国構成を見据え、受け取り手に応じた情報発信や文化財情報の多言語化を推進します。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間						
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	
地域観光振興課 文化財活用課	史跡整備活用課 博物館	繋がる 支え合う	市費 国費							

施策 20：文化財関連施設の MICE の受け入れ環境整備

⇒対応する課題：観光振興の課題③「MICE 振興への文化財関連施設の積極的な活用」

ユニークベニューとしての利用するための環境や条件の整備をすすめ、文化財関連施設の MICE 振興への活用をすすめます。

【施策 22 の重点化】

海外では、会議やレセプションの会場としてユニークベニューの利用が一般化しているため、MICE 誘致においてユニークベニュー利用は、開催地決定の鍵となる重要な要素です。このことから、ユニークベニュー利用できる文化財関連施設を増やすことによって、MICE 振興に寄与し、都市の「魅力」の向上につなげます。

●文化財関連施設の MICE の受け入れ環境の整備

MICE のニーズやこれまで実施してきたユニークベニューとしての活用実績を踏まえ、文化財関連施設の MICE の受け入れ環境を整備します。並行して、ユニークベニューとして観光事業者や市民等が利用する際のルールも検討・整備し、スムーズな活用につなげます。

取組主体	関連主体	ストーリー	財源	期間						
				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	
文化財活用課 史跡整備活用課 博物館 所有者	MICE 推進課 観光コンベンション ビューロー	始まる 賑わう 繋がる 護る 支え合う	市費 国費							

第 5 章

文化財の保存・活用の体制

5-1 基本的な考え方

序章において、国が本計画の策定を推奨する背景には、少子高齢化による、文化財の保存・活用を支える人材の不足、財源の不足があることを述べました。これから将来にわたって、文化財を継承しながらまちづくりに活かし、都市の活力と魅力の向上に役立てていくためには、これまでの行政主体の文化財の保存・活用から、市民や地域コミュニティ、文化財の所有者等、企業、大学等研究教育機関等も含めた多様な主体による文化財の保存・活用を目指す必要があります。

前章までに、これからの本市の文化財の保存・活用の将来像である「基本方針」と（第2章）、それを実現するための施策を掲げ、その中で特に力を入れて取り組むものを「重点化」しました。これらの施策に取り組む主体、関連する主体を整理すると、下記の表のとおりとなります。今後、本計画に基づく施策の展開には、多様な主体の参画が前提となります。

取組主体・関連主体	施策番号																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
市民																				
地域コミュニティ				○			○	○				○		○					○	○
文化財関連団体等				○			○	○			○	○		○		○		○	○	
文化財の所有者等	○	○	○		○		●	○	○		○			○		○	○			
企業														○	○					
大学等教育研究機関	○		○			○														
関係有識者	○		○			○			○	○										
行政	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

凡例：●は取組主体、○は関連主体

5-2 施策に取り組む主体とその役割

本計画に沿って施策を推進し基本方針を実現していくためには、前節で整理した施策の取組主体・関連主体に、以下のような役割を期待します。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●住んでいる地域の歴史や文化に興味・関心を持つ。 ●文化財の保存・活用の取組に参画する。
地域 コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の文化財の価値や課題について住民と共有し、地域活動等を通じて文化財の保存・継承へ積極的に関わる。 ●文化財関係団体等と連携し、地域コミュニティの活性化に文化財を積極的に活用する。
文化財 関連団体	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の保存・活用に関して、それぞれの創意工夫により自律的な活動を展開する。 ●文化財を保存・活用する活動の牽引役として、文化財の魅力を市民や地域コミュニティに発信し、文化財保護への理解を醸成し、新たな文化財の保存・活用の担い手を増やす。
文化財の 所有者等	<ul style="list-style-type: none"> ●所有する文化財を未来に継承していくため、適切に管理し、文化財に関する様々な課題を行政等の関係機関や周辺住民と共有する。 ●文化財の公開・活用を通じて、その存在や魅力を積極的に情報発信し、市民に伝える。 ●行政等の関係機関と連携しながら、後継者の育成や確保を行う。
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財保護の社会的意義を理解する。 ●文化財を資源とした商品やサービスの開発や文化財に係る団体等への支援等の企業活動を通じて、文化財の保護（SDGs 目標 11 のターゲット 4）に貢献する。
大学等教育 研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の文化財の保存活用に関して、人材育成を行う。 ●地域の文化財の保存活用に関する多様な活動に対して、学術的知見から助言・支援を行う。 ●行政や地域コミュニティと連携して、地域の文化財に関する調査・研究・価値づけを行い、その成果を積極的に情報発信することにより、文化財の保存・活用に関する地域活動を支援する。 <p>例) 九州大学、福岡大学、西南学院大学、九州産業大学 など</p>
関係 有識者	<ul style="list-style-type: none"> ●所有者や行政と連携しながら、事業を通じて文化財の継承に寄与する。 ●所有者や行政が行う情報発信について、積極的に協力する。

行政

- 文化財保護法をはじめとした関連法令を適切に執行し、文化財基本方針や本計画に基づいて、文化財の保存・活用を推進する（＝ターゲット4を通じたSDGs目標11への貢献）。
- 地域の文化財を調査・研究し、文化財を認知し価値づけを行うことで文化財を保護に取り組む。
- 市民が文化財の保存・活用の取組に参加しやすい環境を整える。
- 文化財と関係者との間を積極的にとりもち、多様な主体による文化財の保存・活用を促進する。
- 文化財の保存・活用にかかわる各主体がそれぞれの役割を果たせるように積極的に支援し、相談に応じ、利用できる制度や財源について周知をはかる。
- 社会における文化財の多元的な価値をふまえたうえで、文化財を活用したい多様な主体の相談に応じ、文化財の保存を担保しながらも魅力ある事業となるように、適切なアドバイスと必要な情報を提供し、その活用に協力する。
- 上記の役割を果たすことのできる専門職員を育成・確保する。

本市の文化財所管部署と主な役割

文化財活用課	○有形文化財、無形文化財、民俗文化財、名勝、天然記念物等の調査、普及 ○文化財の指定、登録 ○市が所有する文化財（史跡、建造物等）の維持管理 ○文化財の総合的把握、悉皆調査
史跡整備活用課	○史跡の調査、整備、活用
埋蔵文化財課	○埋蔵文化財の事前審査、周知、発掘調査、保存
埋蔵文化財センター	○調査成果・出土遺物の収蔵、保存処理・分析、展示公開、教育普及
博物館	○資料収集とそれにかかる調査、市史編さんとそれにかかる調査、収集資料の展示公開、教育普及
美術館	○作品収集とそれにかかる調査、収集作品の展示公開、教育普及
まつり振興課 地域産業支援課	○無形・無形民俗文化財の継承・公開への支援
図書館	○文書資料、映像資料の収集、保存、展示公開、教育普及

5-3 本計画の推進体制と進捗管理

今に伝わる文化財は、本市が歩んできた歴史を体現する大切な証であると同時に、本市の成長に欠かせない大切な財源です。本計画を確実に推進し、「まちのDNA」である文化財を市民一体となって継承しながら、都市の活力と魅力を向上させる好循環を生み出すためには、前節で掲げた施策に取り組む主体がそれぞれ期待される役割を果たしつつ、各主体の長所を活かして情報や意見を交換し、協力しあいながら有機的に施策を推進していく必要があります。

このように各主体が連携して本計画の実施にあたるためには、本計画の作成にあたり事務局を担った文化財活用課が中心的な役割を果たしていきます。多様な主体の間を取り持って円滑に本計画をすすめていくために、以下のことに取り組みます。

(1) 各主体の活動の情報発信・顕彰

市民や地域コミュニティ、文化財にかかわる市民団体や文化財の所有者等が、市内各所で積極的に文化財を守り活かす活動を行っています。このような活動をより多くの市民に知ってもらい、参加意欲の向上を図るため、情報発信や顕彰などの周知活動を進めていきます。

【関連する施策】

施策 10：「2000 年都市が育んだ歴史文化の価値・魅力の発信」

(2) 各主体の人材育成支援

文化財にかかわる市民団体や文化財の所有者等が、新しい参加者への研修やすでに活動している人々のスキルアップのために必要とすることは、活動の内容に応じてそれぞれ異なります。たとえば、史跡等で活動する保存会では文化財の管理や活用に関する基礎的な知識、文化財をまちあるきに活用する市民団体においては地域の歴史文化に関する知識やわかりやすく伝えるためのスキルなどが求められます。各主体の活動の幅を広げるために、人材育成に関する助言等を積極的に行っていきます。

【関連する施策】

施策 4 「適切かつ持続可能な文化財の保存・維持管理」

施策 8 「所有者による修理復旧の支援拡充」

施策 11 「地域に根差した伝統文化の継承支援」

施策 13 「文化財を核とした世代間交流の促進」

施策 18 「文化財の資源化と文化観光・地域観光への活用推進」

(3) 各主体間のネットワークづくり

行政内の文化財や教育、観光、まちづくりなどの関係所管部署との連携を強化します。また、各主体が活動のなかで蓄積した、文化財の保存・活用にかかわるノウハウや人材を本計画の施策に最大限に活かしていくため、主体間・人材間の情報共有を促進することが重要です。各主体の取組を把握し、情報提供を積極的に行っていくことによって、各主体や各人材の間をとりもち、情報共有のネットワークの構築を後押ししていきます。

【関連する施策】

- 施策4 「適切かつ持続可能な文化財の保存・維持管理」
- 施策8 「所有者による修理復旧への支援拡充」
- 施策11 「地域に根差した伝統文化の継承支援」
- 施策13 「文化財を核とした世代間交流の促進」
- 施策18 「文化財の資源化と文化観光・地域観光への活用推進」

以上のような推進体制を通じて、文化財活用課は、本計画の進捗状況の管理・調整も行います。進捗状況をはかる成果指標としては、下記の項目を設定します。

歴史文化の「継承」に関する成果指標	市民意向調査において 「歴史や文化財に関心がある」と答えた割合 【目標値】令和10(2028)年 80% 【参考地】平成29(2017)年 65.9%
都市の「活力」向上に関する成果指標	市民意向調査において 「文化財保護活動への参加意欲がある」と答えた割合 【目標値】令和10(2028)年 40% 【参考地】平成29(2017)年 23.9%
都市の「魅力」向上に関する成果指標	博多まち家ふるさと館入館者数 【目標値】令和10(2028)年 ●人 【参考地】平成29(2017)年 ●人

福岡市文化財保存活用地域計画

編集・発行 福岡市
福岡市中央区天神一丁目8番1号

令和4年〇月

福岡市歴史文化基本構想を踏まえ、令和4年度から令和9年度の5年間に、福岡市が取り組む、文化財の保存・活用に関するアクションプランを策定します。

1. 計画策定の方向性



本市にとって、文化財とは、**現在まで引き継がれてきた交流と多様性が創る都市の成長の証**であり、**まちづくりに活用できる財産**です。新型コロナウイルス感染拡大等の社会情勢の変化・動向に注意しながら、SDGs目標11に基づいて、地域に根差した文化財を確実に継承し、新しい時代にふさわしい**文化財の保存と活用を両立していく好循環＝持続可能な仕組みをつくる**ことを目指します。

文化財の保存・活用を通じて目指す都市像

福岡ならではの2000年都市の歴史文化を「継承」し、さらなる「活力ーまちに生きる人の誇りー」と「魅力ーまちを訪れる人の感動ー」につなげる都市

2. 計画の概要

目指す都市像の実現に向けて、下記の3つを施策の柱とし、計画的に取り組みを進めていきます。

(1) 歴史文化の「継承」

本市の文化財は、**まちの歴史的な背景ー多様な交流が創る都市の成長・発展の歩みーを証する、大切な財産**です。**過去から現在、未来にわたって、まちづくりの活力と魅力の源泉である文化財を、良好な状態で未来へ継承していくために、下記の施策に取り組めます。**

- ・未来へ伝えるべき価値を明らかにするため、戦略的な調査研究を推進し、調査成果を発信します。
- ・頻発化する大規模災害に備えるために、防災マニュアルの策定や、建造物の防火対策強化など、文化財の強靱化（レジリエンスの強化）を推進します。
- ・文化財関連施設の整備や更新は、脱炭素に向けた取り組みに配慮して実施します。

(2) 都市の「活力ーまちに生きる人の誇りー」のさらなる向上

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた地域社会において、**まちのにぎわいとまちに生きる人々の自信や元気の回復・活性化（ウェルビーイング）に寄与するために、下記の施策に取り組めます。**

- ・継承が危ぶまれる地域の祭りや行事、伝統工芸について、積極的な支援を行います。
- ・地域の歴史文化を通じた交流の場をつくりだすため、市民と共働して、史跡の維持管理や活用事業を実施します。
- ・出前授業をブラッシュアップし、すべての人にやさしい環境で、地域に密着した歴史文化を学ぶ機会を拡充します。
- ・交流と多様性が創る都市の過去ー現在ー未来をつなぐストーリーを発信し、地域への愛着と人材を育成します。

(3) 都市の「魅力ーまちを訪れる人の感動ー」のさらなる向上

コロナ後の観光ニーズの変化を踏まえ、文化財を文化観光・地域観光・教育旅行等に活用することによって、**地域の経済振興だけでなく、訪れる人の満足度や再訪への意欲、本市に対する親しみの向上を図るため、下記の施策に取り組めます。**

- ・福岡市を象徴する史跡である福岡城、鴻臚館、元寇防塁の魅力ある整備を進めます。
- ・博多旧市街やFukuoka East & West Coastなどにおいて、地域に根差した文化財を積極的に活用します。
- ・MICEの受け入れ機能を拡充するため、文化財・文化財関連施設をユニークベニューとして魅力的な整備を行います。
- ・博物館を中心に文化財関連施設が一体となって展示や体験プログラムを展開し、魅力的で集客力のある文化財の公開に取り組めます。

「文化財保存活用地域計画」とは

市町村が取り組むべき文化財の保存と活用について記載する計画です。

国が、平成30年度の文化財保護法改正により、法定しました（法第183条の3）。

計画の趣旨は以下の2点です。

- ・地域社会と手を取り合って、総合的な文化財の保存・活用の仕組みをつくること。
- ・歴史文化で魅力ある地域を目指すこと。

今後のスケジュール

令和4年6月 本申請

令和4年7月 正式認定（予定）



戦略的な調査研究の推進



防災対策の強化



多様な学びの場の提供



地域に根差した文化財の継承支援



文化財を核とした交流の促進



多様な人々をひきつける文化財の公開



史整整備の推進



文化観光への積極的な活用



MICEの受け入れ環境整備

令和3年度第1回福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会における委員意見に対する対応

意見	対応	該当ページ
データベースについて、現状は各システムがバラバラなので、理想的には使い勝手の良いものを望む。	施策2の重点施策に「●文化財データベースの構築・公開」を位置付けました。各所管課が有する文化財情報を統一的なプラットフォームに集約し、文化財情報データベースを構築することを記載しています。具体的には、事業実施の中で検討してまいります。	66
データベース化するものの優先度を決めたい。2000年都市を示すものを優先的にデータ化するべき。		
災害復旧で言うと文化財の点群データをあらかじめ準備していることが有効。ワークショップなどで市民が楽しみながら3Dデータをつくっていくような仕掛けも一つの方法。	施策6の重点施策に「●指定文化財建造物の防火対策強化」を位置付けてます。同事業実施の中で検討してまいります。	69
修理事業者のデータベース化は、県内だけでなく九州一円でリスト化すると良い。データベースができて使い勝手が悪くないといけない。	施策9「修理技術の維持向上」の中に、福岡県をはじめとする関連機関や有識者と連携し、取り組んでいくことを明記しました。具体的には、事業実施の中で検討してまいります。	71
MICE振興について、コロナ禍の状況について触れたほうが良い。現地に行かないと触れることができないがそれが大事だということを課題として含めたほうが良い。	施策9に「コロナからのリカバリーに効果的な文化観光プロモーション」の当該部分に記載を加えております。	83
博物館や美術館などの既存の施設を記載する場合にはさらに使いやすくなるような記述をしてもらいたい。	施策16の重点施策「博物館リニューアル事業」や施策22の重点施策「文化財関連施設のMICE受入れ環境の整備」の中に記載しています。	78・83
MICE参加者が文化財保護の体験プログラムに参加するような、参加者がSDGsに貢献するようなことについても追記してもらえたらと思う。	SDGsについては、全体に関わる大きな問題と捉えており、序章の「背景と目的」で具体的に触れております。	2
コロナの中で、まずは自分たちの住んでいる地域の歴史文化を知ることは今後の観光振興を考えたうえで重要。市内全域での展開は難しいので、まずはモデル的に展開できると良い。先端技術を活用した学びの場などがあると子供たちも興味を持てるのではないかな。	事業実施の中で検討してまいります。	-
「公開」だけが他の項目に比べ浮いている印象。客観的に見るとなんのためなのかが伝わりにくい。「発見」や「共有」などの言葉もあるのでは。	施策全体の示し方を修正する中で公開だけが突出しない形に修正しています。	65～84
計画書が誰に向けて作ったものかと考えた時に文化財に関心を持ってもらう入口として、若者や教育関係者などに読んでもらえるようにしてもらえると良いと思う。	ご指摘を踏まえて全体を見直しております。	-
前回から比べ重点施策が精査されているが、建造物に関する重点施策が少ない印象がある。	施策11の「地域に根差した伝統文化の継承支援」の中に「歴史的建造物の登録の推進と公開支援」を重点施策の一つに位置付けました。	75
重点施策とメインストーリーとエリアの関係を示しているが、ストーリーやエリアに関連していないものもある。バランスが偏っている印象がある。	メインストーリーとの関係を記載するように修正しました。エリアは、市内の地域バランスを考慮し、記載を見送っています。	65～84